

平成24年度

定期監査報告書

浜田市監査委員

目 次

第1	監査の対象	1
第2	監査の範囲	1
第3	監査の期間	1
第4	監査の方法	2
第5	監査の結果	2
1	企画財政部	2
(1)	地域政策課	2
(2)	財政課	4
(3)	定住対策課	5
(4)	税務課	7
(5)	税務課資産税室	8
(6)	徴収課	9
2	健康福祉部	10
(1)	地域医療対策課	10
(2)	国民健康保険診療所（大麻、波佐（小国）、あさひ、弥栄）	11
(3)	休日応急診療所	12
3	市民環境部	13
(1)	くらしと環境課	13
(2)	廃棄物リサイクル課	14
4	教育部	15
(1)	教育総務課	16
(2)	学校教育課	17
(3)	生涯学習課	18
(4)	青少年サポートセンター	19
(5)	文化振興課	19
(6)	分室（金城、旭、弥栄、三隅）	20
5	水道部（現上下水道部）	22
(1)	管理課	22
(2)	工務課	24
6	金城支所	25
(1)	自治振興課	25
(2)	市民福祉課	27
(3)	産業課	28
(4)	建設課	29
7	旭支所	30
(1)	自治振興課	30
(2)	市民福祉課	32
(3)	産業課	33
(4)	建設課	34

第6	総括意見	36
1	契約事務について	36
2	補助金交付事務について	36
3	文書事務について	36
4	委託事業や施設管理について	36
5	地域振興基金を活用した事業について	36
第7	むすび	37
1	定期監査報告書に対する措置（回答）状況の確認について	37
2	内部統制の役割と責任について	37
	(1) 職員	37
	(2) 管理職	37
3	企業会計の知識の習得による適切な経営状況把握と指導監督について	37
	(再掲)	37
平成24年度 定期監査抽出内容及び個別一覧		38

《注 解》

- 文中及び各表中の比率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示した。
- 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「△」……………マイナスのもの

《主な関係条文（◇）及び参考報告書等（◆）》

◇ 地方自治法第14条第3項

普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

◇ 地方自治法第199条第12項

監査委員から監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

◇ 地方自治法第228条第2項及び第3項

分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で5万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する規定を設けることができる。

◇ 医療法第1条の5第2項

この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

◇ 学校給食法第11条第2項

前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。

◇ 消費税法施行令第75条第1項第6号のロ

国又は地方公共団体が合理的な方法により資産の譲渡等の対価以外の収入の用途を明らかにした文書において、特定支出のためにのみ使用することとされている収入

◆ 内部統制による地方公共団体の組織マネジメント改革 ～信頼される地方公共団体を目指して～

地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会 平成21年3月

平成24年度 定期監査の結果

第1 監査の対象

監 査 対 象 部 課 等	
企画財政部	地域政策課、財政課、定住対策課、税務課、税務課資産税室、徴収課
健康福祉部	地域医療対策課、国民健康保険診療所（大麻・波佐・あさひ・弥栄）、休日応急診療所 ※ 各診療所は実地調査のみ（なお、波佐診療所小国出張所は実施せず。）
市民環境部	くらしと環境課、廃棄物リサイクル課
教 育 部	教育総務課、学校教育課、生涯学習課、青少年サポートセンター、文化振興課、金城分室、旭分室、弥栄分室、三隅分室
上下水道部	管理課、工務課
金 城 支 所	自治振興課、市民福祉課、産業課、建設課
旭 支 所	自治振興課、市民福祉課、産業課、建設課

第2 監査の範囲 平成23年度 歳出 契約、補助金、交付金、歳入（窓口現金も含む）、その他個別事項

第3 監査の期間 平成24年9月5日から平成25年3月15日まで

《監査日程》

監 査 対 象 部 課 等		事前調査	本 監 査
企画財政部	地域政策課、定住対策課	10月26日(金)	11月16日(金)
	財政課	実施せず	
	税務課、税務課資産税室、徴収課	実施せず	11月27日(火)
健康福祉部	地域医療対策課	実施せず	11月15日(木)
	波佐診療所、あさひ診療所	実施せず	11月16日(金)
	弥栄診療所、大麻診療所、休日応急診療所	実施せず	11月27日(火)
市民環境部	くらしと環境課、廃棄物リサイクル課	実施せず	11月14日(水)
教 育 部	教育総務課、学校教育課、生涯学習課	10月29日(月)	11月28日(水)
	青少年サポートセンター、文化振興課、金城分室、旭分室、弥栄分室、三隅分室	実施せず	
上下水道部	管理課、工務課	10月23日(火)	11月15日(木)
金 城 支 所	自治振興課、産業課、建設課	10月24日(水)	11月14日(水)
	市民福祉課	実施せず	
旭 支 所	自治振興課、市民福祉課、産業課、建設課	10月25日(木)	11月15日(木)

第4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務が適正に執行されているかどうか、並びに事務が合規的、経済的、効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施することとし、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、財務監査の視点に加え、各課における事業の執行、各課が所管する公の施設についても検証を行った。

また、監査年間計画の充実を図るため、これまで年3回程度行っていた定期監査を今年度から1回で集中的に行うこととし、併せて監査対象課の負担となっていた監査事前調書の作成及び提出を取り止め、監査委員事務局で財務会計システムから該当データを全件抽出し、主要（重要）と判断したものについて監査対象と決定し、挙証資料の提出を依頼することとした。

第5 監査の結果

各課における事務・事業執行については、概ね適正に処理されているが、一部、見直しや改善の検討が必要な事項が認められた。

また、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、担当職員に対して改善又は検討を要望したので記述を省略した。

なお、機構・職員の状況、所掌事務、分掌事務（「浜田市行政組織規則」等から抜粋し「～に関する事」は省略。）、主な事業と歳出予算執行額（概ね300万円以上）及び個別事項に関しては、次のとおりである。

本定期監査において改善等を要するものと判断した事項は、当該事項について措置を講じられたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

※ 機構・職員の状況については、平成24年3月31日現在のものである。

1 企画財政部

企画財政部の所掌事務については、以下のとおりである。

所 掌 業 務	市の総合的な施策の企画に関する事
	自治区制度に関する事
	予算その他財政に関する事
	地域振興に関する事
	定住施策に関する事
	地域交通に関する事
	国際交流に関する事
	市税及び国民健康保険料又は国民健康保険税に関する事

(1) 地域政策課

地域政策課の分掌事務及び主な事業については、以下のとおりである。

分 掌	[地域振興係]
	①浜田自治区地域協議会、②市民憲章、③地区まちづくり推進委員会、④自治会の育成及びコミュニティの活動促進、⑤まちづくり総合交付金、⑥地域づくりの各種助成、⑦県立大学等の支援及び大学を核としたまちづくり支援事業、⑧地縁団体、⑨NPO

事務	法人の設立、認証、⑩課の庶務
	[交流推進係]
	①国際化推進事業及び国際交流事業、②国際交流関係機関及び団体との連絡調整、③姉妹・友好都市交流、④地域間交流、⑤外国青年招致事業

(単位：円)

主な事業	浜田地区広域行政組合負担金	43,610,000
	地域づくり振興事業	18,364,244
	コミュニティ助成事業	7,400,000
	自治会活動等支援事業	7,722,590
	ふるさと応援基金積立金	6,875,975
	まちづくり総合交付金事業	57,291,036
	島根県立大学共同研究事業（光をそそぐ交付金）繰越明許	5,000,000

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

課長	地域振興係	係長以下 4 名（うち県立大学大学院派遣 1 名）	
		臨時職員 1 名	
	交流推進係	係長以下 2 名 嘱託職員 1 名（所属：学校教育課）	
		国際交流員 3 名	計 12 名

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 浜田市まちづくり総合交付金について（浜田自治区）

平成 23 年度から、“協働のまちづくり”の理念のもと、地域住民の創意と工夫、判断と責任による地域の特性に応じた魅力あるまちづくりの活動を支援することにより、住民主体による自治意識と連帯感の醸成を図り、活力ある地域コミュニティの形成に資することを目的として、この交付事業が始まった。

その趣旨は、①過疎化・高齢化した地域の枠組みを大きくし、活動の活性化を図る。②自由度が高く増額した交付金で様々な地域要望に応える。③自治会組織の充実を図り、次世代の担い手を育てる。④事務手続の簡素化で取り組みやすくする。⑤「地域づくり支援制度」の自治区間の不均衡を解消する。などの 5 項目となっている。

浜田自治区に関しては、「地区まちづくり推進委員会」の未設立地区が多いため、既存の自治会、町内会からの申請を、所管課で 100 件以上受け付けている状況である。単独、個々で行っても行事等は困らないため機運が盛り上がらないことも要因となっている。また、町内会長の考え方も反映しているため意識改革が必要と所管課では考えている。

地域の課題解決やまちづくり活動への取り組みの地域差が生じている。その対策として、他地域の取組事例の紹介や、地域を取り巻く高齢化等の状況説明などを行い、住民自治の必要性を訴えたり、推進に繋がるよう交付金を利用して自治会活動の分野や行事数を 1 つでも増加するよう話をしている。今後もその問題等を解決しつつ、この交付金事業の目的達成のため取り組まれない。

(イ) 浜田市まちづくり総合交付金等改善委員会について

平成 23 年度から開始された交付金事業の検証等を行うことを目的とし、また、浜田市まちづくり総合交付金制度及びまちづくり施策に関して調査検討を行うため、この委員会が設置された（平成 24 年 9 月 21 日施行）。

平成 24 年度中に意見を取りまとめ、各団体へ周知することとしているため、当初の目的や趣旨に沿ったより良い改善内容等になることを期待したい。

(ウ) その他のまちづくり助成事業（地域づくり振興事業補助金）について

集会所整備補助や防犯灯新設補助等が該当事業である。申請書類の添付書類及び記載内容等に不備な点が見受けられた。今後はチェック体制を確立されたい。

(2) 財政課

財政課の分掌事務及び主な事業については、以下のとおりである。

分掌事務	[財政係]
	① 予算編成及び執行管理、② 財政運営、③ 財政計画、④ 地方交付税、⑤ 市債及び一時借入金、⑥ 基金（定額運用基金並びに基金に属する現金及び有価証券の出納及び保管を除く。）、⑦ 財政状況の公表、⑧ 決算の主要施策の成果及び執行実績、⑨ 地方譲与税及び各種交付金等、⑩ 第三セクター、財団及び公社の財務、⑪ 課の庶務

(単位：円)

主な事業	財産管理事務費	4,383,534
	減債基金積立金	248,628,844
	財政調整基金積立金	247,696,729
	地域振興基金積立金	875,292,879
	まちづくり振興基金積立金	400,430,442
	長期債元金	4,997,995,212
	長期債利子	739,605,335

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

課長 財政係 係長以下 6 名

計 7 名

ア 改善等を要する事項及び意見

指摘事項はなかった。

イ 今後に向けての要望事項

(ア) 連結財務書類 4 表の活用について

平成 18 年 6 月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（行革推進法）を契機に、地方の資産・債務改革の一環として「新地方公会計制度の整備」が位置付けられたことにより、「新地方公会計制度研究会報告書（平成 18 年 5 月総務省）」で示された「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」を活用し、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースでの 4 つの財務書類を平成 21 年度までに整備することが求められた。

当市では、平成 19 年度決算における数値を基に、普通会計財務書類 4 表として初めて作成された。この中には、今後の課題として、財政状況を示すだけにとどまらず、経年比較や他団体比較により当市の財政状況の分析を行うこと、住民に対する財政状況の適切な情報開示や庁内における行政運営に活用できるような仕組みを検討すること、また、今後どのように活用するのか、あるいは活用したいのかという方針を定めることが重要と認識されている。

平成 22 年度連結財務書類においては、作成の目的として、当市の資産と債務の把握が可能となり、ストック面からも財政構造を明らかにすることができ、財政状況をより分かりやすく示せるという効果があり、将来的には資産債務改革を含む行財政改革に活用することもできるとある。

当市が採用している総務省方式改訂モデルは、決算統計データ等を基礎数値として簡便に作成する手法であるため、決算統計開始前の公共資産が計上されていない。現在は国からの要請に応じて作成し、同一モデル間で比較することが主な目的となっていることから、現時点では有効活用に限界がある。この不足データを把握し財政計画や市政運営などに取り入れることが可能であれば、今後は当市の市政運営の中で作成及び公表においても優先順位が高くなると回答があった。

この財務書類作成の意義を鑑み、財政計画や市政運営に反映できるよう、分析、活用方法について研究されたい。

(3) 定住対策課

定住対策課の分掌事務及び主な事業については、以下のとおりである。

分掌事務	[まちづくり政策係]
	①総合振興計画、②自治区制度、③自治基本条例、④合併協定項目及び事務事業調整に係る進捗管理、⑤新市まちづくり計画、⑥過疎計画、⑦辺地計画、⑧広域行政組合、⑨地方拠点都市、⑩定住自立圏構想、⑪電源立地及び電源開発、⑫電源立地地域対策交付金、⑬4市長会議、⑭職員提案、⑮ふるさと寄附制度、⑯国土利用計画、開発協議及び土地利用の調整、⑰公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地取引の届出の受付、⑱課の庶務
	[定住推進係]
	①定住施策の庁内調整、②空き家バンク制度、③定住相談、④定住施策の各種事業
分掌事務	[交通対策係]
	①地域公共交通計画、②生活交通バス路線の確保及び調整、③鉄道（他の課に所管するものを除く。）、④交通システムの調整、⑤自動車臨時運行許可

(単位：円)

主な事業	路線バス利用促進事業	104,051,000
	新交通システム運営事業	28,886,108
	空き家バンクを活用した住宅改修支援事業（きめ細かな交付金） 繰越明許	3,815,000
	地域公共交通計画策定事業（きめ細かな交付金） 繰越明許	5,843,186

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

課長（次長兼務）	まちづくり政策係	係長以下 3 名
	定住推進係	係長以下 3 名（うち育児休業者 1 名）

嘱託職員 1 名 臨時職員 1 名
交通対策係 係長以下 2 名 臨時職員 1 名

計 12 名

* なお、広域行政組合への派遣職員（3 名）は含まない。

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 空き家改修事業補助金（上限 100 万円）について

この補助金の目的は、空き家を改修して浜田市に定住しようとする U・I ターン者等に対して、その改修に要する費用の一部を補助することにより、浜田市への定住を促進するとともに、空き家の有効活用を図ることとなっている。

このような補助金に対する課税の取扱いについては一時所得の扱いとなるため、補助金申請の案内等には、申請者が税務申告の要否を正しく判断できるよう、他の自治区の例を参考に、説明等の記載を検討されたい。

※ 平成 23 年度の実績は、4 件、3,668 千円

(イ) ふるさと寄附の取組状況について

ふるさと寄附の件数及び金額については、平成 23 年度実績 63 件（前年度比 31.3%増）、14,533,600 円（前年度比 235.8%増）となっており、さらなる寄附件数の増加と特産品の売り上げ増加を図るため、3 万円以上の寄附者（個人及び法人）へ「特産品セット」を届けていた（特産品の選択は不可）。

ふるさと寄附の特典として、平成 22 年度から 3 万円以上の個人寄附者に特産品を進呈していたが、平成 24 年度からは、対象を 1 万円以上の個人寄附者に広げ、併せて特産品リストから品物を選んでもらえるようリニューアルを行ったことから、件数及び金額ともに前年度同期と比較して大きく伸びている。

今後も寄附件数及び金額の増加のため、新しい魅力あるふるさと寄附の政策メニュー及び寄附の特典である特産品の新規開発等を行われたい。

※ 参考

平成 22 年度実績	48 件、	4,328,504 円
平成 23 年度実績	63 件、	14,533,600 円
平成 24 年度 12 月末現在実績	233 件、	13,533,401 円（参考数値）

また、「ふるさと寄附」を行った人が地方公共団体から謝礼を受けた場合の課税関係については、国税庁HPに掲載されているので参考とされたい（以下、国税庁HP抜粋）。

* 寄附者が特産品（5,000 円程度）を受けた場合の経済的利益は、一時所得に該当する。なお、その年中に他に一時所得に該当するものがないときには、課税関係は生じない。所得税法上、各種所得の金額の計算上収入すべき金額には、金銭以外の物又は権利その他経済的利益の価額も含まれる（所得税法第 36 条第 1 項）。

ふるさと寄附金の謝礼として受ける特産品に係る経済的利益については、所得税法第9条に規定する非課税所得のいずれにも該当せず、また、地方公共団体は法人とされているので（地方自治法第2条第1項）、法人からの贈与により取得するものと考えられる。

したがって、特産品に係る経済的利益は一時所得に該当する（所得税法第34条、所得税基本通達34-1（5））。

(4) 税務課

税務課の分掌事務及び主な事業については、以下のとおりである。

分掌事務	[税制係]
	①市税に関する条例等の整備、②軽自動車税の賦課調定及び減免、③その他諸税の賦課調定、④市税、個人の県民税及び国民健康保険料又は国民健康保険税（以下「市税等」という。）の収納管理、⑤市税等の賦課並びに納税に係る証明及び手数料の収納、⑥税務関係協議会、⑦部所管の予算要求の調整及び歳出予算の執行（特に定めのあるものを除く。）、⑧部所管事項に係る契約、⑨課の庶務
分掌事務	[市民税係]
	①個人の市民税県民税の賦課調定及び減免、②法人市民税の賦課調定及び減免、③国民健康保険料並びに国民健康保険税の賦課調定及び減免、④個人の市民税県民税、国民健康保険料又は国民健康保険税の申告相談

(単位：円)

主な事業	市税等過誤納還付金	19,317,440
	申告支援システム賃借料	3,774,960
	賦課事務費	24,253,626

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

課長 税制係 係長以下6名 嘱託職員1名
市民税係 係長以下7名 計15名

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 各種申告等（eLTAX^{注1}）について

この eLTAX を利用することで、申告書の利便性や業務の効率化を行っている。平成23年度の利用件数（割合）が、法人市民税以外は前年度と比べ微減傾向にあるため、利用率等の分析を行い、今後の取組方法を検討されたい。

○ 平成23年度市税の申告件数及び eLTAX 利用率

区 分	申告件数	eLTAX 件数	割 合	前年度比
個人市民税（給与支払報告書）	46,805 件	13,816 件	29.5%	△0.8%
個人市民税（年金支払報告書）	32,105 件	25,274 件	78.7%	△1.0%
法人市民税	2,338 件	1,476 件	63.1%	5.0%
固定資産税（償却資産）	1,264 件	393 件	31.1%	△0.9%

注1：eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムであり、エルタックスと読む。地方税の申告、申請、納税などの手続きは、それぞれの地方公共団体で行う必要があったが、地方公共団体が共同でシステムを運営することにより、電子的な一つの窓口からそれぞれの地方公共団体に手続できるようになった。

また、eLTAXは、地方公共団体で組織する「一般社団法人地方税電子化協議会」が運営しており、浜田市では法人市町村民税及び固定資産税（償却資産）の電子申告、

給与支払報告書等の提出（個人住民税の特別徴収義務者向け。※個人の方による住民税申告は対象外。）を行っている。

(イ) 各種事務処理マニュアルの作成について

この監査で提出を依頼したマニュアルについては作成されていた。税務課の業務においては、特にこのマニュアル等が必要な部署であり、業務マニュアル及び業務フローなどの作成により、チェック体制や手順の効率化等を検討する役割がある。既存のルールと実際の作業のギャップ等を確認することで、ルールや人材配置の見直し、リスクの抽出につながる。

また、責任の所在を明確にし、十分なプロセス管理やリスク発見が困難とならないために、そのプロセスごとに担当者名の明記をしておくことが望ましい。

(5) 税務課資産税室

税務課資産税室の分掌事務及び主な事業については、以下のとおりである。

分掌事務	[資産税第一係及び資産税第二係]	
	①固定資産税の賦課調定及び減免、②固定資産税の調査及び検査、③固定資産税の評価補助、④台帳、公図の整備及び管理、⑤国有資産等所在市町村交付金、⑥特別土地保有税、⑦固定資産税に係る縦覧、閲覧及び資産の証明等、⑧土地評価基盤整備	
		(単位：円)
主な事業	固定資産評価基盤整備事業	19,838,700
	固定資産管理システム運営費	6,673,884
	賦課事務支援事業（緊急雇用創出事業）	15,189,460

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

室長	資産税第一係	係長以下 5 名	嘱託職員 1 名	
	資産税第二係	係長以下 6 名		計 13 名

ア 改善等を要する事項及び意見

この監査で提出を依頼したマニュアルについては作成されていた。税務課のア(イ)で記述したことを参考に事務処理を行われたい。

なお、課税資料等の一部提出を依頼し、特に誤り等は認められなかった。

(ア) 土地及び家屋の課税の平等化について

土地については、浜田自治区とその他の自治区で異なっていた評価方法を統一し、宅地評価には不動産鑑定士の意見を基に「状況類似地区」及び「標準宅地」等の見直しを行った。また、評価する上での所要の補正等の見直しを図っている。併せて、航空写真等を利用した旧那賀郡の地目照合作業による地目の見直しも行っている。

家屋については、一斉評価を行ってから 20 年から 30 年以上経過しており、評価漏れや解体、滅失漏れなどが相当数存在することが予想されるため、統合型GIS整備事業を活用し、現在固定資産税課税台帳に登録してある事項と次回の評

価替えに間に合うように照合調査を行うこととし、賦課に反映する予定としている。公平、公正な課税が行われるよう期待したい。

(イ) 課税（賦課）事務について

課税（賦課）に係る台帳について、数件の抽出を行い正確に数値等が算出されていることを確認した。また、関連するフローチャートの提出を依頼し、その作成及び事務分担等を確認することができた。今後も最新のものに更新するなど変更処理等を行われたい。

(ウ) 課税保留の取扱いについて

課税保留の手続を行っているのは、個人では相続人が不存在若しくは相続人全員が相続放棄をしている場合、法人では破産手続の廃止が決定し商業登記簿が閉鎖された場合である。今後減少することはない、増加する傾向にあると思われる（相続放棄が多い）。現在は件数及び調定額とも少ないが、将来的には増加するため、歳入確保の面からも件数等を増加させない対応策を検討されたい。

※ 個人 26 件、法人 14 件の合計 40 件で調定額は 2,156 千円となる（平成 24 年度）。

(6) 徴収課

徴収課の分掌事務及び主な事業については、以下のとおりである。

分掌事務	[徴収係]
	①市税等及び後期高齢者医療保険料の徴収、②納付相談、③市税等及び後期高齢者医療保険料の督促及び催促、④滞納者の実態調査、⑤滞納処分、⑥滞納処分の執行停止及び不納欠損処分、⑦市税等の口座振替事務、⑧保育料及び放課後児童クラブの負担金等の徴収、⑨課の庶務

(単位：円)

主な事業	徴収事務費	2,143,609
	徴収事務費（国保事業）	491,467

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

課長 徴収係 係長以下 8 名 収納嘱託員 3 名 臨時職員 1 名 計 13 名

ア 改善等を要する事項及び意見

指摘事項はなかった。

市税等の目標徴収率を達成するため、滞納処分を強化し、滞納繰越額を圧縮するとともに新規滞納案件に対して早期に対応し、搜索や公売等の新たな滞納処分の手法を実施し、更なる徴収率の向上を図っている。

今後も効率的・効果的な滞納整理手法の研究や、人材育成をはじめとする組織体制の強化に努められたい。

目標及び実質徴収率は、次のとおりである。

○ 徴収率の目標数値及び実質数値 (単位：%)

区 分		目標徴収率	実質徴収率	差 引
平成 22 年度	市 税	95.74	95.79	0.05
	国民健康保険料（税）	85.06	85.94	0.88
	後期高齢者医療保険料	99.59	99.20	△0.39
平成 23 年度	市 税	95.84	95.99	0.15
	国民健康保険料（税）	86.04	88.24	2.20
	後期高齢者医療保険料	99.30	99.33	0.03

2 健康福祉部

健康福祉部監査対象課の所掌事務については、以下のとおりである。

所 掌 業 務	地域医療対策に関すること
	医療及び保健衛生に関すること

(1) 地域医療対策課

地域医療対策課の分掌事務及び主な事業については、以下のとおりである。

分 掌 事 務	[医療対策係] ①医療提供体制の整備、②地域医療を担う人材の確保、③浜田医療センターの支援、 ④浜田医療センターとの連携、⑤休日応急診療所、⑥保健及び福祉施策に係る国民健康 保険診療所との連携、⑦国民健康保険診療所及び中山間地域包括ケア研修センター の総括、⑧課の庶務
	[健康推進係] ①健康の保持増進、②食生活改善、③食育（乳幼児に係るものを除く。）の推進、④ こころの健康づくり、⑤感染症予防、⑥予防接種、⑦献血の推進、⑧国民健康保険保 健事業

(単位：円)

主 な 事 業	国県補助金等精算返還金	10,394,188
	地域医療連携事業	9,105,286
	看護師スキルアップ・ラボ事業	4,000,000
	がん検診事業	46,369,710
	子宮頸がんウイルス検査助成事業	9,044,955
	高齢者インフルエンザ予防接種事業	43,347,814
	予防接種健康被害障害年金等給付事業	5,730,136
	予防接種事業	46,083,871
	子宮頸がん等ワクチン接種促進事業	79,267,841
	日本脳炎予防接種事業	33,250,942
	任意予防接種事業	4,030,197
	成人結核予防事業	3,879,778
	休日診療所管理運営費	8,191,306
	健康増進事業	3,497,465
	嘱託医・嘱託職員報酬等（国保直診）	40,381,211
	施設管理事務費（国保直診）	20,506,583
	医薬品衛生材料費（国保直診）	66,851,456
	医療用機械器具費（国保直診）	17,612,860
長期債元金（国保直診）	20,044,190	

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

課長 医療対策係 係長以下 3 名
 健康推進係 係長以下 8 名 嘱託職員 6 名 臨時職員 1 名
 パート職員 1 名
 医療専門監 1 名 計 21 名

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 浜田准看護学校臨地実習費補助金について

事業の実施前 30 日を大幅に経過しての申請となっている。実習先の病院運営や事業計画の策定、日程調整に手間取ったため申請期限に遅れたとの説明を受け、毎年度申請期限が厳しいとのことである。そもそも要綱上の申請期限の設定自体が適切であるかどうか検討されたい。

(イ) 浜田の地域医療を守る会負担金について

文書管理について、同会の事務局を医療対策係が兼務している。そのため市の文書と同一のファイルに綴られているが、あくまでも別団体のため別保管とされたい。

(2) 国民健康保険診療所（大麻、波佐（小国）、あさひ、弥栄）

国民健康保険診療所の条例及び主な診療等については、以下のとおりである。

条例 (任務)	国民健康保険その他社会保険の主旨に基づき、模範的な診療及び一般患者の診療を行い、国民健康保険事業を円滑に実施すること
	市における保健施設として保健衛生の向上及び増進に寄与すること
	国民健康保険診療及び保健施設に関する研究調査を行い、国民健康保険の健全な運営に貢献すること

主な 診療 等	健康診断及び健康相談
	療養の指導及び相談
	診察
	薬剤又は治療材料の投与及び支給
	処置、手術及びその他の治療
	訪問リハビリテーション
	訪問看護 居宅療養管理指導

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

大 麻 嘱託医師 1 名^{注2} パート看護師 1 名 パート事務員 1 名
 波 佐 所長 看護師 2 名 嘱託看護師 1 名 嘱託事務長 1 名
 (小国を含む) 嘱託事務員 1 名
 あさひ 所長 嘱託看護師 3 名 嘱託事務員 2 名
 弥 栄 所長 専門企画員 1 名 看護師 2 名 嘱託医師 1 名^{注2}
 嘱託看護師 2 名 嘱託事務員 1 名 パート栄養士 1 名

パート事務員 1 名

計 24 名

注 2：弥栄診療所の嘱託医師は、大麻診療所も兼務している。

ア 改善等を要する事項及び意見

実地検査において、医療費等の徴収事務及び薬品等の財産管理事務は適切に行われているかなどについて調査した。

(ア) 診療所における診療報酬の自己負担額に係る過誤の処理について

窓口における自己負担分の請求に関し、過誤が発生しても、調定上はその形跡を残していない。ほとんどの受診者が再受診予定であるため、次回請求時に調整を行っているとの回答があった。請求額及び納付額の経過がわかるよう管理する必要があるため、事務処理について再検討されたい。

(イ) 医薬品及び診療材料の管理方法について

薬事法第 48 条によれば、「業務上毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。」とあり、また、「毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、鍵を施さなければならない。」と明記されている。

今回の実地調査では、時間中は薬品倉庫に職員が常駐しているため、盗難等の心配はないとのことだが、職員が常駐していたとしても、常に在庫物品に目が行き届くことが保証されるものではなく、仮に在庫と帳簿の数が合わなかった場合に、その理由や責任の所在が判然とせず、紛失等に速やかに気付くことが可能と言える状況にはないと思われる。

現在の管理状況においても事故につながるような事例はなかったが、上記のことも踏まえ、劇薬等以外の医薬品や診療材料においても慎重に取り扱い、紛失等を防止するため、在庫管理も含め、より適切な管理方法について検討されたい。

(3) 休日応急診療所

休日応急診療所の目的及び診療科目については、以下のとおりである。

目的	休日等に救急診療を必要とする傷病者に対し、応急的な診療を行うため ※医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 2 項に定める診療所
----	---

診療科目	内科
	小児科

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

当番医 パート看護師 5 名 パート事務員 1 名

計 7 名

* 休日応急診療所管理者は、医療専門監が務める。

ア 改善等を要する事項及び意見

実地検査において、医療費等の徴収事務及び薬品等の財産管理事務は適切に行われているかなどについて調査した。

(ア) 休日診療所の医薬品の管理について

一部の医薬品について施錠できない場所で保管されていた。適切な保管場所の検討をされたい（上記、国民健康保険診療所ア(イ)を参照。）。

3 市民環境部

市民環境部監査対象課の所掌事務については、以下のとおりである。

所掌業務	環境保全及び市民生活に関すること
	一般廃棄物に関すること

(1) くらしと環境課

くらしと環境課の分掌事務及び主な事業については、以下のとおりである。

分掌事務	[エコライフ推進係]
	①地球温暖化対策、②環境保全、③公害対策、④環境審議会、⑤課の庶務
	[くらしと環境係]
	①食品衛生等公衆衛生、②火葬場、③墓地、④動物愛護、⑤犬の登録及び狂犬病予防、⑥飲料水確保対策（上水道、簡易水道を除く。）、⑦消費者行政

(単位：円)

主な事業	消費者行政活性化事業	3,430,204
	環境衛生事業	7,045,832
	地球温暖化対策支援事業	9,102,400
	火葬場管理運営費	21,988,000
	霊園管理運営費	4,778,964
	霊園基金積立金	108,006,852

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

課長 エコライフ推進係 係長以下3名 臨時職員2名

くらしと環境係 係長以下2名

計8名

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 浜田市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金について

補助金申請及び実績報告手続が規則に定められた期限を超過して行われている案件が多数見受けられた。

申請手続は大半が施工業者から行われているとのことであり、周知はしているもののなかなか徹底されないとの説明を受けた。

今後は、特に手続に不備が多い業者に対し周知を強化するとともに、申請期限の設定そのものが適切であるかどうかも検討されたい。

(イ) 地球温暖化対策地域協議会運営費補助金について

文書管理について、所管課が同協議会の事務局を兼務しているため、協会で保管すべき文書と市からの補助金支出に係る文書を同じファイルで保管している。別組織であるため、別管理とされたい。

(ウ) 霊園維持管理料について

(財)浜田市都市環境整備公社から移管された、霊園維持管理料滞納繰越分について、平成 23 年 8 月 1 日付で調定処理が行われているが、その日付に明確な根拠がない。調定日は同公社から移管された日が適切である。

また、霊園条例施行規則第 6 条第 2 項では、使用者が墓所を返還した場合、既に前払納付している管理料について、返還の当年度分の管理料も全額返還する規定となっている。これでは当年度分に要した管理経費は市が負担することになるが、同取扱いが妥当か再検討されたい。

(エ) 側溝消毒事業について

委託料の減額変更を行っているが、契約書に印紙の貼付が行われていなかった。200 円の印紙を貼付し、消印されたい。

(2) 廃棄物リサイクル課

廃棄物リサイクル課の分掌事務及び主な事業については、以下のとおりである。

分掌事務	[ごみへらす係]
	①一般廃棄物の処理計画、②一般廃棄物の減量化及び再資源化、③一般廃棄物の収集、④一般廃棄物の処理手数料、⑤一般廃棄物収集運搬業等許可、⑥一般廃棄物処理施設(浜田市不燃ごみ処理場及び浜田浄苑に限る。以下この項において同じ。)の整備計画策定、⑦一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理、⑧一般廃棄物処理施設に係る用地の取得及び管理、⑨一般廃棄物処理施設の直接搬入手数料、⑩一般廃棄物処理施設の処理実績、⑪環境清掃指導員、⑫環境清掃対策協議会、⑬石央リサイクルセンター、⑭不法投棄等のパトロール、⑮課の庶務

(単位：円)

主な事業	清掃管理事務費	11,912,938
	ごみ処理対策事業	43,007,538
	ごみ収集業務運営費	73,972,281
	浜田地区広域行政組合負担金	839,939,354
	再生用資源ごみ処理事業	116,886,206
	不燃ごみ処理場管理運営費	36,953,091
	不燃ごみ処理場改修事業	31,395,000
	埋立処分地施設関連整備事業	14,231,770
	資源ごみ収集事業	52,897,643
	不燃ごみ収集事業	11,683,406
	浜田浄苑管理運営費	70,226,339
	浜田地区広域行政組合負担金	37,905,993
	浜田浄苑環境整備事業	46,949,700
	不燃ごみ処理場改修事業(きめ細かな交付金)繰越明許	18,873,330
	埋立地理立事業(きめ細かな交付金)繰越明許	34,329,750
浜田浄苑環境整備事業(きめ細かな交付金)繰越明許	27,720,000	

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

課長 ごみへらす係 係長以下 3 名 パトロール 5 名 臨時職員 9 名

計 18 名

○ 浜田市不燃ごみ処理場

場長（課長兼務） 業務係長以下 5 名（うち広域行政組合からの派遣職員 3 名）
嘱託職員 1 名 計 7 名

○ 浜田浄苑

苑長（広域職員） 業務係長以下 5 名（うち広域行政組合からの派遣職員 3 名）
計 6 名

ア 改善等を要する事項及び意見

（ア） 浜田浄苑管理人業務について

同業務は個人に対し委託されているが、現状の雇用形態が適切かどうか、業務内容も鑑みて検討されたい。また、契約相手が 2 者いるが、契約書が 2 通作成となっている。本来 3 通作成する必要がないか確認されたい。

4 教育部

教育委員会の職務権限については、以下のとおりである。

職務権限	教育委員会の所管に属する第 30 条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事
	学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関する事
	教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事
	学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事
	学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事
	教科書その他の教材の取扱いに関する事
	校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事
	校長、教員その他の教育機関職員の研修に関する事
	校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事
	学校その他の教育機関の環境衛生に関する事
	学校給食に関する事
	青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事
	スポーツに関する事
	文化財に関する事
	ユネスコ活動に関する事
	教育に関する法人に関する事
	教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事
所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事	
上記のほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する事	

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項第 1 号～第 19 号

(1) 教育総務課

教育総務課の分掌事務及び主な事業については、以下のとおりである。

分掌事務	[総務企画係]
	①教育行政の総合的な計画、②教育委員会の会議、③事務局及び教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の人事、給与並びに福利厚生、④褒章、表彰その他栄典、⑤公告式、⑥条例、規則及び規程等、⑦公印の管理、⑧学校教育施設の統廃合及び建設計画、⑨教育機関の設置及び廃止、⑩奨学金、⑪私立学校、⑫教育行政に係る相談等、⑬部所管の予算要求の調整及び歳出予算の執行（特に定めのあるものを除く。）、⑭部所管事項に係る契約、⑮課の庶務
分掌事務	[施設給食係]
	①学校教育施設の維持管理及び修繕、②教職員住宅の入退居及び管理、③学校給食調理施設の維持管理及び修繕、④学校給食の献立作成、衛生管理及び栄養の調査研究、⑤学校給食の運営、⑥児童及び生徒の食育、⑦学校給食会との調整、⑧その他学校給食

(単位：円)

主な事業	教育委員会費	3,298,982
	事務局事務費	9,730,547
	奨学金給付事業	3,177,600
	浜田地区広域行政組合負担金	9,058,688
	学校事務支援員配置事業（緊急雇用創出事業）	10,997,000
	きめ細かな教育施設整備事業（基金）	74,139,111
	学校施設エアコン設置事業	14,593,457
	奨学金貸与事業	3,450,000
	児童生徒健全育成事業	6,750,796
	学校支援員配置事業	11,524,397
	問題行動・いじめ等指導相談事業	3,521,578
	学校司書等配置事業	13,051,869
	小学校外国語活動推進事業	3,099,554
	小学校管理運営費	85,399,404
	小学校施設改修事業	19,435,875
	小学校耐震改修事業	258,460,190
	長浜小学校改築事業	880,929,287
	中学校管理運営費	44,735,648
	中学校施設改修事業	7,490,327
	中学校耐震改修事業	276,437,142
	中学校校庭支障移転事業	4,999,400
	外国語指導助手招致事業	16,409,641
	幼稚園管理運営費	21,198,119
	共同調理場管理運営費	200,301,439
義務教育施設整備事業（きめ細かな交付金）繰越明許	19,467,000	
長浜小学校改築事業 繰越明許	31,520,250	

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

課長（次長兼務） 総務企画係 係長以下4名（うち経理担当2名）
施設給食係 係長以下2名 計7名

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 学校給食業務委託について

学校給食業務を(財)浜田市学校給食会(三隅自治区を除く。)に委託しているが、

保護者から徴収した給食費が、学校給食法第 11 条第 2 項に基づく経費に適切に充当されているかどうか、学校給食実施者として把握されたい。

(イ) 契約事務・補助金交付事務について

起案書や契約関係書類で記載漏れや記載誤りが見受けられた。また、補助金交付事務について、実績報告書の添付書類の確認不足や補助金等明細書における記載誤りが見受けられた。経理担当部署として、回付時の確認と複数チェックに努められたい。

(2) 学校教育課

学校教育課の分掌事務及び主な事業については、以下のとおりである。

分掌事務	[学事保健係]
	① 県費負担教職員等の人事及び服務、② 校長及び教員の研修、③ 通学区域の設定及び改廃、④ 児童及び生徒の就学（入学、転学、学齢簿等）、⑤ 学校の組織編制及び教育課程、⑥ 教科用図書の採択及び給付、⑦ 教材、備品及びその他教育振興設備の整備、⑧ 区域外通学、⑨ 通学バス、⑩ 教育研究会及びその他教育団体、⑪ 外国青年招致事業（A L T）、⑫ 学校教職員、児童、生徒、園児に係る保健及び衛生並びに安全、⑬ 学校医及び学校薬剤師等、⑭ 学校及び幼稚園の環境衛生、⑮ 幼児の就園、⑯ 幼児の就園援助、⑰ その他幼稚園に係る事務、⑱ 課の庶務
	[指導相談係]
	① 学校教育の振興に係る施策、② 特別支援教育、③ 就学審議会、④ 不登校児童生徒適応教室、⑤ 児童、生徒に係る相談及び指導助言、⑥ 学校教育に関する専門的事項の指導、⑦ 児童及び生徒の就学援助

(単位：円)

主な事業	校務用ネットワーク管理事業	9,813,080
	教育用ネットワーク整備事業	12,730,446
	派遣指導主事負担金	8,236,000
	教育研究活動事業	7,822,746
	学校司書等配置事業	4,622,800
	小学校教育振興運営費	51,905,856
	要保護・準要保護児童扶助費	8,017,404
	教育用コンピュータ管理費	11,865,100
	小学校教科書改訂指導書購入事業	27,087,178
	中学校教育振興運営費	35,162,384
	外国語指導助手招致事業	16,640,580
	要保護・準要保護生徒扶助費	13,282,074
	教育用コンピュータ管理費	7,575,218
	遠距離通学生徒扶助費	10,886,340
	学校保健管理費	15,195,549
	幼児・児童・生徒・教職員健康管理費	19,389,441
	要保護・準要保護児童・生徒扶助費	32,683,585
学校図書整備事業（光をそそぐ交付金）繰越明許	9,999,711	

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

課長 学事保健係 係長以下 3 名 嘱託職員 2 名
 指導相談係 係長以下 2 名 指導主事 3 名 臨時職員 3 名 計 14 名

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) プール消毒剤等の購入について

プール消毒剤等の購入について、契約の進め方、納期等を検討されたい。また、随意契約における起案添付資料や予定価格調書の作成については、規則等を確認されたい。

(3) 生涯学習課

生涯学習課の分掌事務及び主な事業については、以下のとおりである。

分掌事務	[生涯学習係]
	①生涯学習の振興に係る施策、②生涯学習に関する情報及び学習相談、③成人教育、女性教育、高齢者教育、青少年教育及び家庭教育、④公民館の整備、管理及び運営、⑤社会教育委員、⑥社会教育関係団体、⑦学校施設（学校体育施設を除く。）の開放事業、⑧その他生涯学習及び社会教育の推進、⑨課の庶務
	[スポーツ振興係]
	①生涯スポーツの振興に係る施策、②スポーツ推進審議会、③スポーツ推進委員、④スポーツ指導体制の整備、⑤スポーツ関係団体、⑥スポーツ施設の整備及び管理、⑦学校体育施設の開放事業、⑧その他スポーツ振興
分掌事務	[図書館係]
	①図書館に係る施策、②図書館資料の収集、保存及び利用、③読書活動の推進、④図書館協議会、⑤視聴覚機材、教材の整備及び管理並びに利用、⑥浜田市立図書館の整備、⑦浜田図書館の管理及び運営、⑧その他図書館及び図書室

(単位：円)

主な事業	派遣地域教育コーディネーター負担金	12,354,000
	公民館管理運営費	24,561,211
	公民館活動推進事業	11,530,000
	図書館管理運営費	8,320,649
	図書館ネットワークシステム管理費	4,552,447
	中央図書館整備事業	450,640,381
	子どもの心安らぐ居場所づくり事業	3,473,000
	学校支援地域本部事業	4,046,465
	社会体育推進事業	8,135,885
	運動施設管理費	32,302,321
	運動施設改修事業	169,808,750
	貴重資料電子データ化事業（光をそそぐ交付金）繰越明許	10,155,786
	図書館図書整備事業（光をそそぐ交付金）繰越明許	10,000,000

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

課長	生涯学習係	係長以下3名（うち専門企画員1名含む）	
			（県からの派遣社会教育主事3名は除く）
	スポーツ振興係	係長以下3名	臨時職員1名
	図書館係	係長以下3名	館長（嘱託）1名 嘱託職員2名
		臨時職員5名	計19名

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 東公園運動施設管理業務及び公民館事業委託について

東公園運動施設管理業務の指定管理協定書及び公民館事業委託契約書に印紙

が貼付されているが、税務署に確認したところ、その業務仕様等では、委任契約となり印紙の貼付は必要ないとの回答を得た。貼付の要否が定かでない場合には、税務署に照会するなど確認を行われたい。

また、東公園の指定管理では、実際の管理業務経費の収支状況を把握し、指定管理料の精算の要否について、他の事業を参考に検討されたい。

(4) 青少年サポートセンター

青少年サポートセンターの分掌事務及び主な事業については、以下のとおりである。

分掌事務	[育成支援係]
	①子ども・若者育成支援、②青少年健全育成、③青少年に係る社会教育関係団体、④子ども支援センター

(単位：円)

主な事業	青少年自立支援事業	17,484,349
	青少年自立支援事業（光をそそぐ交付金）繰越明許	6,400,000

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

所長 育成支援係 係長以下2名 嘱託相談員1名
 パート相談員4名（県子ども支援センター委託事業）
 パート支援員4名 計12名

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 緊急を理由にした契約について

開所の期日や震災の影響から、緊急を理由とした随意契約が締結されていた。緊急の場合は、見積徴収等を省略し発注することができる。契約事務について確認をされたい。

(5) 文化振興課

文化振興課の分掌事務及び主な事業については、以下のとおりである。

分掌事務	[芸術文化振興係]
	①芸術文化の振興に係る施策、②教育文化振興に係る財団法人、③芸術文化施設の整備及び管理、④美術品等収集委員会、⑤文化団体、⑥その他芸術文化の振興、⑦課の庶務
分掌事務	[文化財係]
	①文化財に係る施策、②文化財審議会、③文化財の保護及び活用、④文化財に調査及び研究、⑤資料館運営協議会、⑥資料館等文化財施設の整備、管理及び運営、⑦市誌の編さん、⑧その他文化財

(単位：円)

主な事業	文化振興事業	3,487,625
	市内遺跡発掘調査事業	3,000,358
	石中央文化ホール管理事業	44,269,248
	資料館管理運営事業	9,811,000
	浜田城に関する資料館及び城山整備基金積立金	6,937,058
	美術品・歴史的資料等整理事業（緊急雇用創出事業）	4,499,361

業	石見畳ヶ浦保存整備事業	5,760,416
	浜田藩主所用鎧取得事業	5,355,260
	世界こども美術館創作活動館管理事業	72,791,260
	サンマリン浜田管理事業	4,800,000

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

課長 芸術文化振興係 係長以下3名（うち世界こども美術館常勤職員1名）
 広域行政組合からの派遣職員1名
 文化財係 係長以下3名 計8名

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 財浜田市教育文化振興事業団の運営について

平成23年度から平成27年度まで、管理運営補助金が年額2,000万円減額されたため、指定管理事業積立預金1億円のうち2,400万円を平成23年度の赤字補てんのため充当している。

事業団からは、平成27年度に向け経費削減、健全運営に努めるとの説明を受けているとのことだが、具体的な対応策等について説明を求めるとともに、引き続き運営状況の把握に努め、必要な指導監督を行われたい。

また、平成25年度から指定管理施設数が減となる。このことが同財団全体の収支に、今後どのような影響を及ぼすかについても予測、把握に努められたい。

(6) 分室（金城、旭、弥栄、三隅）

分室の分掌事務及び主な事業については、以下のとおりである。

分掌事務	[事務局分室]
	①学校教育施設の維持管理、②学校給食、③公印の管守、④教職員住宅、⑤教育行政等に係る相談等、⑥通学バス、⑦生涯学習の振興、⑧成人教育、女性教育、高齢者教育、青少年教育及び家庭教育、⑨公民館、⑩スポーツの振興、⑪スポーツ施設の管理、⑫図書館又は図書室、⑬青少年健全育成、⑭芸術文化の振興、⑮芸術文化施設の管理、⑯文化財、⑰資料館等文化財施設の管理及び運営、⑱人権・同和教育の推進、⑲その他事務局との調整により実施する事務、⑳室の庶務

(単位：円)

主な事業	スクールバス運行事業	50,183,799
	スクールバス更新事業（金城・三隅分室）	36,756,321
	小学校管理運営費	7,707,729
	小学校施設大規模改造事業（金城分室）	38,380,650
	中学校管理運営費	3,492,653
	中学校施設大規模改造事業（金城分室）	9,801,750
	公民館管理運営費	26,053,276
	公民館施設改修事業（金城・旭・三隅分室）	13,676,500
	文化振興事業	10,470,557
	幼児・児童・生徒・教職員健康管理費	5,008,800
	運動施設管理費（金城・弥栄分室）	3,510,577
	運動施設改修事業（金城・弥栄分室）	12,260,790
金城総合運動公園管理費（金城分室）	19,372,928	
小学校下水道接続事業（旭分室）	4,485,300	

共同調理場管理運営費（旭・弥栄・三隅分室）	6,454,104
体育館維持管理費（旭分室）	3,354,185
三隅図書館整備事業（三隅分室）	120,053,172
石正美術館管理事業（三隅分室）	41,737,709
美術館収蔵絵画額装事業（三隅分室）	9,158,885
海洋センター管理費（三隅分室）	4,939,503

※ 事業名の後に分室名の記載がないものは、全ての分室が該当している。

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

金城 分室長（分室長は支所長兼務）

教育振興係 係長以下2名 臨時職員1名 パート図書館職員2名

計6名

旭 分室長（分室長は自治振興課長兼務）

教育振興係 係長以下2名（併任） 自治振興係長以下2名（併任）

計5名

弥栄 分室長（分室長は自治振興課長兼務）

教育振興係 係長1名 係員2名（自治振興課併任） 臨時職員1名

計5名

三隅 分室長（分室長は支所長兼務）

教育振興係 係長以下3名 嘱託職員1名（三隅図書館勤務1日/週）

計5名

ア 改善等を要する事項及び意見

（ア） 金城分室

指摘事項はなかった。

（イ） 旭分室

補助金実績報告書の添付書類については、実施団体に周知・指導を行うとともに、提出資料の確認と複数チェックに努められたい。

（ウ） 弥栄分室

事業実施起案での記載漏れや業務委託契約書条項での自動継続の表記の削除漏れがあり、契約事務について確認をされたい。

また、補助金等明細書に記載誤りが一部に見受けられた。確認と複数チェックに努められたい。

（エ） 三隅分室

契約事務等の起案書における、決裁日及び施行日等の記載漏れが見受けられた。また、委託料の支払日が契約書の支払日と異なる事例があった。複数チェックにより、事務処理の精度向上に努められたい。

5 水道部（現上下水道部）

水道部（公営企業）の経営の基本原則については、地方公営企業法第3条「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」とある。

水道事業については、平成26年度から地方公営企業会計制度見直し後の制度適用が本格的に義務化され、また、平成28年度末の簡易水道事業との統合を間近に控えるなど、大変革の時期にある。

管理者の権限及び担任する主な事務については、次のとおりである。

管理者の権限	予算を調製すること
	地方公共団体の議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること
	決算を監査委員の審査及び議会の認定に付すること
	地方自治法第14条第3項並びに第228条第2項及び第3項に規定する過料を科すこと

管理者の担任する主な事務	予算の原案を作成し、地方公共団体の長に送付すること
	予算に関する説明書を作成し、地方公共団体の長に送付すること
	決算を調製し、地方公共団体の長に提出すること
	議会の議決を経るべき事件について、その議案の作成に関する資料を作成し、地方公共団体の長に送付すること
	当該企業の用に供する資産を取得し、管理し、及び処分すること
	契約を結ぶこと
	料金又は料金以外の使用料、手数料、分担金若しくは加入金を徴収すること
	予算内の支出をするため一時の借入をすること
	出納その他の会計事務を行うこと
	証書及び公文書類を保管すること
	労働協約を結ぶこと
	当該企業に係る行政庁の許可、認可、免許その他の処分で政令で定めるものを受けること
	前各号に掲げるものを除く外、法令又は当該地方公共団体の条例若しくは規則によりその権限に属する事項

(1) 管理課

管理課の分掌事務及び主な事業については、以下のとおりである。

分掌事務	[管理第一係] ①上水道事業に係る総合企画及び経営分析、②上水道事業に係る条例及び管理規程の制定並びに改廃、③公印の管守、④部の人事及び給与、⑤職員の福利厚生及び労働組合、⑥上水道事業に係る文書の收受発送及び保管、⑦上水道事業に係る予算及び決算、⑧上水道事業に係る業務状況の公表及び事務報告、⑨上水道事業に係る企業債及び一時借入金、⑩上水道事業に係る諸契約、⑪上水道事業に係る事業資産並びに物品の取得管理及び処分、⑫上水道事業に係る会計経理、⑬上水道事業に係る承認、⑭次条第1項に規定する事務、⑮課の庶務
	[管理第二係] ①簡易水道事業に係る総合企画及び事業分析、②簡易水道事業に係る条例及び規則の制定並びに改廃、③簡易水道事業に係る文書の收受発送及び保管、④簡易水道事業に係る予算及び決算、⑤簡易水道事業に係る諸契約、⑥簡易水道事業に係る事業財産及び物品の取得管理及び処分、⑦簡易水道事業に係る会計経理、⑧簡易水道事業に係る承認

	[工業用水道係]
	①工業用水道事業に係る総合企画及び経営分析、②工業用水道事業に係る条例及び管理規程の制定並びに改廃、③工業用水道事業に係る文書の收受発送及び保管、④工業用水道事業に係る予算及び決算、⑤工業用水道事業に係る諸契約、⑥工業用水道事業に係る事業資産並びに物品の取得管理及び処分、⑦工業用水道事業に係る会計経理、⑧工業用水道事業に係る承認、⑨工業用水道事業分担金、料金等の調定、徴収及び収納
	[業務係]
	①営業企画及び営業統計、②水道メーター、③水道料金、給水工事金その他諸収入の調定、徴収及び収納、④滞納料金等の整理及び処分、⑤給水に関する諸届の受付及び処理、⑥現金及び有価証券の収納管理、⑦水道の給水停止処分

(単位：円)

主な事業	簡易水道事業特別会計繰出金（一般）	421,922,689
	水道事業会計繰出金（一般）	119,017,322
	上水道配水池緊急遮断弁整備事業（一般）	24,507,989
	簡易水道事業事務費	11,467,842
	施設維持管理費	167,118,601
	金城地区簡易水道整備事業	11,500,000
	旭地区簡易水道整備事業	11,500,000
	三隅地区簡易水道整備事業	13,700,000
	弥栄地区簡易水道整備事業	9,300,000
	簡易水道統合整備事業	156,374,650
	三隅地区水道未普及地域解消事業	218,739,474
	長期債元金	374,720,624
	長期債利子	141,059,543

※（一般）は一般会計の歳出予算執行額。それ以外は簡易水道事業特別会計である。

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

課長	管理第一係	係長以下 3 名（うち育児休業者 1 名）	臨時職員 1 名	
	管理第二係	係長以下 2 名		
	業務係	係長以下 6 名	嘱託職員 1 名	計 14 名

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 非常用飲料水袋購入について

会計処理として、消耗品扱いで購入時に損金計上しているが、本来は棚卸資産として計上すべき物品でないか、他市の事業体の例も参考にしながら会計処理のあり方を検討されたい。

(イ) 工業用水道水位観測業務委託について

完了通知書に受付印の押印漏れや、着手届に実着手日未記入のまま書類を受理しているため、留意されたい。

(ウ) 工業用水道第一水源地取水用ポンプ（No.1）及び（No.2）送水用ポンプ修繕工事について

緊急対応であるが、修繕依頼したことの報告には根拠法令（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号等）を記載するようにされたい。

(エ) 工業用水道料金の調定処理について

平成 23 年度決算審査の際にも指摘したが、料金に係る消費税は、各調定料金に対応した額を計上し、年間を通じての過不足額は雑収益または雑支出で調整されたい。

(オ) 消費税及び地方消費税の取扱いについて（簡易水道事業特別会計）

特定収入の判定について、一般会計繰入金や破損等負担金を使途不特定の特定収入とし、最終的には支出の課税区分割合により特定している。

所管課からは市町村合併後に税務署から指摘を受け、項目ごとに確認を行っており、上水道事業との統合までは、この方法で申告を行うとの回答を得た。

しかし、消費税法施行令第 75 条第 1 項第 6 号の口の文書を提出し、繰入金等の使途をできるだけ特定する余地がないかどうか、再確認されたい。

(カ) 次亜塩素酸の購入について

単価契約等の締結を行うことについても、検討されたい。

(2) 工務課

工務課の分掌事務及び主な事業については、以下のとおりである。

分掌事務	[工務係]
	①水道施設の維持管理、②給水装置工事の許可、検査及び給水装置台帳の整備、③水道事業指定給水装置工事事業者、④漏水防止及び水圧調整、⑤管路管理システム、⑥水道資材、⑦課の庶務
	[計画係]
	①水道施設の新設、改良、拡張事業の計画、調査、設計、施工及び監督、②配水管図面の管理
[水源係]	
	①水源地の保守、②取水、送水及び配水施設の維持管理、③水質管理

主な事業	大麻簡水統合
	内田調整池
	竹迫配水池
	第4期拡張事業

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

課長 工務係 係長以下 8 名（うち長期療養者 1 名）

計画係 係長以下 5 名 臨時職員 1 名

水源係 係長以下 4 名 嘱託職員 2 名 パート職員 3 名 計 23 名

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 水道施設内草刈業務委託について（三隅・弥栄）

上水道事業では(社)浜田市シルバー人材センターに委託しているが、簡易水道事業では浜田市水道事業協同組合に随意契約により委託している。(社)浜田市シルバー人材センターを含む他業者とのコスト比較により、効率的に事業実施できるよ

う留意されたい。

また、業者からの提出書類の様式が誤っているが、そのまま受理しているの
併せて留意されたい。

(イ) 簡易水道管末水質検査業務委託について

上水道事業では民間事業者に委託しているが、検査業務本体は簡易であるため、
簡易水道事業では一般の使用者に委託している。平成 28 年度末の事業統合を見
据え、効率化を目的とした実施方法の一本化等について検討されたい。

6 金城支所

(1) 自治振興課

自治振興課の分掌事務及び主な事業については、以下のとおりである。

分掌事務	[庶務係]
	①公印の管理、②文書の審査、③文書の收受、発送及び保管指導、④金城支所の庁舎及び構内の保守管理、⑤宿日直業務、⑥市史等、⑦電話交換業務、⑧統計、⑨行政相談委員、⑩行政連絡員の選任の手続き、⑪褒章、表彰その他栄典、⑫課長会議、⑬選挙事務、⑭職員の福利厚生、⑮職員の労働安全衛生及び健康管理、⑯普通財産の管理、⑰公用車の管理及び運行、⑱用度物品資材の調達及び検収、⑲物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）、⑳不用品の処分、㉑備品管理事務、㉒入札参加資格条件及び入札参加者選定（随意契約を除く。）、㉓入札の執行、㉔建設工事等の入札及び契約の情報公表、㉕他課に属さない業務、㉖課の庶務
	[情報防災係]
	①広報紙（自治区関係記事）の作成、②情報公開、③個人情報保護、④ネットワーク及び端末機器の管理、⑤防災行政無線の維持管理及び放送、⑥防災会議及び地域防災計画、⑦消防及び防災、⑧消防団、⑨水防、⑩国民保護法制、⑪交通安全対策、⑫防犯及び地域安全対策、⑬自衛官及び自衛官候補生の募集
	[人権同和教育啓発係]
	①人権・同和教育及び啓発の推進、②人権擁護委員関係の事務、③人権相談、④男女共同参画社会の形成
	[自治振興係]
①地域協議会、②国土利用計画、開発協議及び土地利用の調整、③公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地取引の届出の受付、④地域情報化の推進、⑤情報通信基盤の整備、⑥ケーブルテレビ、⑦まちづくり会議及びまちづくり推進委員会、⑧自治会の育成及びコミュニティの活動促進、⑨地縁団体、⑩定住促進及びU・Iターンの総合的対策、⑪集会所整備、⑫NPO法人、⑬防犯灯の整備、⑭地域づくりの各種助成、⑮国際交流事業、⑯姉妹・友好都市交流（国内）、⑰地域間交流、⑱地方バス路線対策（過疎バス対策等を含む。）、⑲陳情等の処理	
[財務係]	
①自治区予算、②自治区主要施策の成果及び執行実績、③地域振興基金の運用、④支所所管の予算要求の調整及び歳出予算の執行（特に定めのあるものを除く。）、⑤支所所管事項に係る契約	

(単位：円)

主な事業	行政連絡員報酬等	4,660,782
	庁舎維持管理費	19,692,553
	地域づくり振興事業	8,963,038
	路線バス廃止対策事業	10,912,633
	定住対策基金事業	3,000,000
	まちづくり総合交付金事業	14,510,271

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

課長	庶務係	係長（財務係長兼務）	以下 2 名	
	情報防災係	係長	以下 2 名	
	自治振興係	係長	以下 2 名	
	財務係	主事	1 名	計 8 名

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 地域づくり振興事業について

申請等に際しては、自治会に様式集を配布しているとのことであるが、様式の誤り等が見受けられる。受付時のチェック、周知方法等検討されたい。

事務処理上の記入漏れ、日付の齟齬等が見受けられるので整合性のとれた処理をされたい。

(イ) まちづくり総合交付金について

本庁所管課と十分な連携をとり、繰越の考え方等統一した処理を行われたい。

(ウ) 地域提案型チャレンジ事業について

各まちづくり委員会が打ち出した今後の取組にハード整備が必要だが、まちづくり総合交付金の財源が過疎対策事業債（ソフト事業）であり、使途に制約があるため、地域協議会からの要望に応える形で同事業を定住対策基金対応で実施するに至ったとの説明を受けた。

また、各委員会の取組が試行段階からビジネス段階に移行しつつあることから、平成 25 年度予算要求において同基金事業としてハード整備補助金を、大幅に拡充するための予算要求も行っている。

事業の試行段階においては、各まちづくり委員会の財源基盤が脆弱なため、事業へのチャレンジに必要な最低限の資金を補助することについては一定程度の理解はするが、ビジネス化を図る段階においては、初期投資を回収できるかどうかも含め、ビジネスとして成立することが必要条件であることから、本来自主財源（借入を含む）で負担すべき投資について公金で支出することについては疑問がある。過度の財政的支援を行政が行うことは、団体の真の自立を妨げることにもなりかねない。コミュニティビジネスは一義的には地域の責任で行うものと考えられるため、支援のあり方について再考されたい。

また、国庫補助対象事業との区別や、事務処理上の問題点（補助金等明細書など）も見受けられるので、改善されたい。

(エ) 経理担当課としての事務処理について

契約に関する事務処理に、提出書類、起案書類等の日付の誤りなどが見受けられる。所管課と確認の上、齟齬のない処理をされたい。

また、見積調書については前回監査でも指摘しているが、落札決定の記載等について改善されたい。

(2) 市民福祉課

市民福祉課の分掌事務及び主な事業については、以下のとおりである。

分掌事務	[市民係]
	①戸籍証明等の交付、②住民票の写し及び戸籍附票の写しの交付、③印鑑登録証明の交付、④その他諸証明、⑤戸籍証明等の電送、⑥住民基本台帳ネットワークシステム、⑦住民基本台帳等の閲覧、⑧使用料及び手数料(他の課の所掌に属するものを除く。)、⑨身分証明、⑩公的個人認証サービス、⑪所得課税証明書の交付、⑫一般旅券の発給の申請の受理、⑬戸籍及び戸籍附票、⑭住民基本台帳、⑮印鑑登録、⑯外国人の住所変更等、⑰埋火葬及び火葬場の使用の許可、⑱住民異動に伴う小中学校転入学通知、⑲国民健康保険(国民健康保険料又は国民健康保険税の賦課及び徴収を除く。)、⑳乳幼児等医療及び福祉医療、㉑後期高齢者医療、㉒老人医療、㉓国民年金、㉔税関係の各種証明、㉕申告、㉖法人市民税の受付、㉗軽自動車税の登録及び廃車の受付、㉘固定資産税に係る縦覧及び台帳、公図等の閲覧、㉙市税等の収納、㉚課の庶務
	[福祉係]
	①地域福祉、②民生児童委員、③社会福祉協議会、④戦傷病者戦没者遺族援護、旧軍人及び軍属の恩給並びに年金、⑤篤志及び寄附、⑥災害弔慰金及び災害障害見舞金、⑦災害援護資金、⑧被災者生活再建支援金、⑨災害救助法及び水難救護法、⑩日本赤十字社及び共同募金、⑪青少年健全育成、⑫生活保護、⑬旅費困窮者、行旅病人及び行旅死亡人、⑭高齢者福祉、⑮介護保険事業、⑯長寿者褒章、⑰高齢者クラブ連合会、⑱シルバー人材センター、⑲成年後見制度の促進、⑳障害者の生活支援、㉑障害者の社会参加促進、㉒障害者手帳の交付、㉓自立支援給付等、㉔特別児童扶養手当等、㉕障害者共同作業所、㉖次世代育成支援対策の推進、㉗ひとり親家庭の相談支援、㉘児童福祉施設、㉙子育て支援短期入所事業、㉚児童手当及び児童扶養手当、㉛保育料、㉜病後児保育、㉝放課後児童健全育成事業、㉞介護手当及び高齢者等入湯補助
[保健衛生係]	
①医療提供体制の整備、②保健、医療及び福祉施策の連携、③親子の健康支援、④予防接種、⑤食育の推進、⑥療育支援、⑦児童家庭相談、⑧児童虐待予防、⑨健康の保持増進、⑩食生活改善、⑪こころの健康づくり、⑫感染症予防及び結核予防、⑬献血の推進、⑭国民健康保険保健事業、⑮地球温暖化対策、⑯環境保全、⑰公害対策、⑱食品衛生等公衆衛生、⑲墓地、⑳動物愛護、㉑犬の登録及び狂犬病予防、㉒消費者行政、㉓一般廃棄物の減量化及び再資源化、㉔一般廃棄物の収集、㉕指定ごみ袋、㉖一般廃棄物集積場整備事業、㉗飲料水確保対策(上水道、簡易水道を除く。)	

(単位：円)

主な事業	高齢者生活福祉センター管理費	15,627,281
	放課後児童クラブ設置事業	4,519,701
	ごみ収集業務運営費	16,117,500

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

課長	市民係	係長以下3名		
	福祉係	係長以下3名	嘱託職員1名	
	保健衛生係	係長以下4名	嘱託職員1名	計13名

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 雲城地区放課後児童クラブについて

積算資料で数字に一部誤りが見受けられる部分がある。委託料の額としては正しく積算されているが留意されたい。

(3) 産業課

産業課の分掌事務及び主な事業については、以下のとおりである。

分掌事務	[農林振興係] ①農業経営基盤強化促進基本構想、②農業振興地域整備計画業務、③経営構造対策、④農林業資金、⑤農業関係諸団体、⑥農林業振興奨学金、⑦農林行政に係る計画策定、企画及び調査、⑧山村地域及び中山間地域の振興、⑨中山間地域等直接支払、⑩農地・水・環境保全向上対策、⑪米の生産対策、⑫農地事務、⑬畜産振興、⑭家畜の防疫及び畜産環境汚染対策、⑮農林業振興に係る補助、⑯緑化推進、⑰森林整備地域活動支援交付金、⑱森林施業計画及び伐採届、⑲間伐及び間伐材利用促進、⑳森林整備及び造林等森林保全、㉑野生鳥獣の保護及び有害鳥獣被害対策、㉒病虫害等（林業関係）防除、㉓火入れ許可、㉔鳥獣の飼養、㉕林業関係諸団体、㉖特産品及び振興農林産物、㉗新開団地、㉘内水面漁業振興対策、㉙財産管理、㉚課の庶務
	[商工観光係] ①産業振興ビジョンの推進、②商工業及び鉱業の振興、③雇用促進、④勤労者福祉、⑤企業の立地及び支援、⑥交通運輸（バス路線に関するものを除く。）、⑦商工関係団体、⑧都市等における郷土出身者の会、⑨中小企業金融、⑩第三セクター、財団及び公社（商工業に関するものに限る。）、⑪計量器、⑫観光振興、⑬伝統芸能の振興、⑭観光関係団体、⑮広域観光連携、⑯温泉管理、⑰温泉施設の維持管理及び開発

(単位：円)

主な事業	中山間地域等直接支払事業	49,711,045
	新開団地維持管理事業	7,480,750
	農地有効利用支援整備事業	4,063,500
	農道維持修繕費	3,786,300
	公社造林事業	24,185,997
	森林整備加速化・林業再生事業	3,759,000
	公有林整備事業	7,085,925
	きめ細かな産業経済施設整備事業（基金）	3,181,500
	美又温泉会館運営費	11,492,681
	温泉施設管理費	5,427,998
	観光施設維持管理費	4,069,000
	ライディングパーク管理事業	20,000,000
	美又温泉施設整備事業	4,868,745
	遊歩道整備事業	9,320,850
	美又地域再開発事業	9,836,400
23年農地災害復旧費	4,281,900	
23年農業用施設災害復旧費	4,490,850	

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

課長 農林振興係 係長以下 3 名
 商工観光係 係長以下 2 名
 計 6 名

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 指定管理に関する事務処理について

支出負担行為の時期、協定書への印紙の貼付等について、再度確認のうえ処理をされたい。

(イ) 契約に関する事務処理について

提出書類、起案書類等の日付の誤りなどが見受けられる。契約担当課と確認の

上、齟齬のない処理をされたい。

(ウ) 中山間地域等直接支払交付金について

添付書類の不足や添付書類と提出書類の不整合が見受けられる。実績報告書の内容、補助金等明細書の記載等精査されたい。

(エ) 出資団体の清算について

旧金城町時代に約2億7,400万円を出資し設立した、市所有の公の施設を管理していた第三セクター企業（株かなぎ）について、平成24年10月30日付けで解散による清算が終了した。

経営改善計画の実行によっても経営再建に至らず、平成22年度の多額の損失計上、資金繰りの深刻化により、今回の解散に至った。清算後の残余金は0円で、買い手のない資産は最終的に市が無償譲与を受けている。

資本金4億5,000万円に対し、法人事業税の資本割、法人住民税の均等割が課税されるため、実質的な資本金がほとんどない状況でありながら、毎年多額の税負担を行ってきた。これまでの経営改善に向けた協議の中で減資等の検討がなされたかどうかについては、所管課から明確な回答を得られなかった。

多数の個人株主への配慮から、最後まで団体存続の道を模索していたと推察するが、これまでの重要な局面で適切な経営判断がなされてきたのかどうかも不明である。住民の税負担による多額の投資を決定した行政としての説明責任を果たすとともに、別団体の指定管理により存続することとなった施設の所有者として、設置目的に合致した効率的で効果的な運営が行われるよう指導、監督に努められたい。

(4) 建設課

建設課の分掌事務及び主な事業については、以下のとおりである。

分掌事務	[建設整備係]
	①公共土木積算資料の管理、②工事検査及び成績評定、③市道、橋りょう、公園及び河川等の新設並びに改良工事、④宅地自然災害防止事業、⑤市道、農道、林道、橋りょう、公園及び河川等の維持管理、⑥公共土木施設等の災害復旧、⑦農地及び農業用施設の災害復旧、⑧林道及び林道施設の災害復旧事業、⑨林地崩壊防止事業、⑩各種土木設計協議の審査、⑪他の課又は市長が認める他の機関からの委託に係る工事等、⑫市道、橋りょう等のパトロール、⑬除雪、⑭市営住宅の建設企画、⑮市営住宅の建設工事、⑯開発計画の企画及び調査、⑰土地改良事業、⑱土地改良事業団体等、⑲県営農道事業及び県営林道事業の促進、⑳農業用施設の維持管理、㉑譲与に基づく財産取得、㉒農業農村整備事業、㉓土地改良事業補助金、㉔林道整備事業
	[管理係]
	①市道の認定、廃止、変更及び確認、②市道等の登記事務、③市道、農道、林道、橋りょう、公園及び河川等の台帳整備、④市道、農道、林道、公園、準用河川等の境界確定及び占用許可並びに施行承認、⑤法定外公共物（道路法及び河川法等の規定の適用のないものに限る。）、⑥屋外広告物、⑦課所管の使用料等、⑧優良宅地の認定、⑨景観形成、⑩地図等の売りさばき、⑪課の所管に係る用地、物件の取得及び補償、⑫砂防事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業の促進、⑬国県事業の促進、⑭市営住宅の対策、⑮市営住宅及びその敷地の管理、⑯市営住宅の入居

募集、入居手続、退去手続等、⑰市営住宅の家賃の算定、賦課及び収納管理並びに家賃の徴収、⑱市営住宅の建設用地及び物件の取得並びに補償、⑲がけ地近接等危険住宅移転事業、⑳地籍調査、㉑簡易水道事業の連絡調整、㉒下水道事業の連絡調整、㉓課の庶務
--

(単位：円)

主 な 事 業	きめ細かな公共土木施設整備事業（基金）	3,399,900
	公共土木施設整備事業	3,990,000
	道路維持修繕費	25,337,360
	除雪事業	35,550,941
	生活道路整備事業	9,750,000
	長田線改良事業	23,061,647
	青原伊木線道路改良事業	31,905,012
	鍛冶屋谷線道路改良事業	40,003,244
	追原勝地線道路改良事業	12,180,000
	集落かいてき道整備事業	42,501,603
	雲城旧国道線交通安全施設整備事業	14,889,309
	河川浄化事業	6,635,200
	入野川河川改修事業	19,730,000
23年公共土木施設災害復旧費	44,231,580	

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

課長 建設整備係 係長以下 4 名

管理係 係長以下 3 名 臨時職員 1 名

計 9 名

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 金城スマートIC利用促進事業補助金について

不要な書類が添付されている。速やかに適切な処理をされたい。

事業内容が途中で追加されているが処理されていない。今後は変更交付申請等の適切な処理をされたい。

7 旭支所

(1) 自治振興課

自治振興課の分掌事務及び主な事業については、以下のとおりである。

分 掌	[総務係]
	①公印の管理、②文書の審査、③文書の收受、発送及び保管指導、④旭支所の庁舎及び構内の保守管理、⑤宿日直業務、⑥市史等、⑦電話交換業務、⑧統計、⑨行政相談委員、⑩行政連絡員の選任の手続き、⑪褒章、表彰その他栄典、⑫課長会議、⑬選挙事務、⑭職員の福利厚生、⑮職員の労働安全衛生及び健康管理、⑯普通財産の管理、⑰公用車の管理及び運行、⑱用度物品資材の調達及び検収、⑲物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）、⑳不用品の処分、㉑備品管理事務、㉒入札参加資格条件及び入札参加者選定（随意契約を除く。）、㉓入札の執行、㉔建設工事等の入札及び契約の情報公開、㉕広報紙（自治区関係記事）の作成、㉖情報公開、㉗個人情報保護、㉘ネットワーク及び端末機器の管理、㉙防災行政無線の維持管理及び放送、㉚防災会議及び地域防災計画、㉛消防及び防災、㉜消防団、㉝水防、㉞国民保護法制、㉟交通安全対策、㊱防犯及び地域安全対策、㊲自衛官及び自衛官候補生の募集、㊳他課に属さない業務、㊴課の庶務
	[人権同和教育啓発係]
	①人権・同和教育及び啓発の推進、②人権擁護委員関係の事務、③人権相談、④男女

事務	共同参画社会の形成
	[自治振興係]
	①地域協議会、②国土利用計画、開発協議及び土地利用の調整、③公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地取引の届出の受付、④地域情報化の推進、⑤情報通信基盤の整備、⑥ケーブルテレビ、⑦まちづくり会議及びまちづくり推進委員会、⑧自治会の育成及びコミュニティの活動促進、⑨地縁団体、⑩定住促進及びU・Iターンの総合的対策、⑪集会所整備、⑫NPO法人、⑬防犯灯の整備、⑭地域づくりの各種助成、⑮国際交流事業、⑯地域間交流、⑰職員の地域担当者制度、⑱地方バス路線対策（過疎バス対策等を含む。）、⑲陳情等の処理
[財務係]	
	①自治区予算、②自治区主要施策の成果及び執行実績、③地域振興基金の運用、④税関係の各種証明、⑤申告、⑥法人市民税の受付、⑦軽自動車の登録及び廃車の受付、⑧固定資産税に係る縦覧及び台帳、公図等の閲覧、⑨市税等の収納、⑩支所所管の予算要求の調整及び歳出予算の執行（特に定めのあるものを除く。）、⑪支所所管事項に係る契約

(単位：円)

主な事業	行政連絡員報酬等	4,093,866
	庁舎維持管理費	9,351,445
	旭センター管理費	3,799,514
	旧保育所施設解体事業	4,042,500
	地域づくり振興事業	4,904,078
	地区拠点集会施設整備事業	15,419,700
	生活路線バス運行事業	6,825,799
	まちづくり総合交付金事業	12,816,214

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

課長	総務係	係長以下3名	
	自治振興係	係長以下2名（旭教育分室教育振興係等併任）	
	財務係	係長以下3名	計9名

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 地域づくり振興事業について

補助金等明細書の記入漏れが見受けられた。改善されたい。

(イ) まちづくり総合交付金について

本庁所管課と十分な連携をとり、提出書類の記載の仕方等統一したものになるようにされたい。

(ウ) 経理担当課としての事務処理について

契約担当課としての起案書類に、記載誤りが見受けられた。記載内容を十分に確認し書類を作成されたい。

(2) 市民福祉課

市民福祉課の分掌事務及び主な事業については、以下のとおりである。

分掌事務	[市民係]
	①戸籍証明書等の交付、②住民票の写し及び戸籍附票の写しの交付、③印鑑登録証明書の交付、④その他諸証明、⑤戸籍証明等の電送、⑥住民基本台帳ネットワークシステム、⑦住民基本台帳等の閲覧、⑧使用料及び手数料（他の課の所掌に属するものを除く。）、⑨身分証明、⑩公的個人認証サービス、⑪所得課税証明書の交付、⑫一般旅券の発給の申請の受理、⑬戸籍及び戸籍附票、⑭住民基本台帳、⑮印鑑登録、⑯外国人の住所変更等、⑰埋火葬及び火葬場の使用の許可、⑱住民異動に伴う小中学校転入学通知、⑲国民健康保険（国民健康保険料又は国民健康保険税の賦課及び徴収を除く。）、⑳乳幼児等医療及び福祉医療、㉑後期高齢医療、㉒老人医療、㉓国民年金
	[福祉係]
	①地域福祉、②民生児童委員、③社会福祉協議会、④戦傷病者戦没者遺族援護、旧軍人及び軍属の恩給並びに年金、⑤篤志及び寄附、⑥災害弔慰金及び災害障害見舞金、⑦災害援護資金、⑧被災者生活再建支援金、⑨災害救助法及び水難救護法、⑩日本赤十字社及び共同募金、⑪生活保護、⑫旅費困窮者、行旅病人及び行旅死亡人、⑬高齢者福祉、⑭介護保険事業、⑮長寿者褒章、⑯高齢者クラブ連合会、⑰シルバー人材センター、⑱成年後見制度の促進、⑲障害者の生活支援、⑳障害者の社会参加促進、㉑障害者手帳の交付、㉒自立支援給付等、㉓特別児童扶養手当等、㉔障害者共同作業所、㉕次世代育成支援対策の推進、㉖ひとり親家庭の相談支援、㉗児童福祉施設、㉘子育て支援短期入所事業、㉙児童手当及び児童扶養手当、㉚保育料、㉛病後児保育、㉜放課後児童健全育成事業、㉝課の庶務
[保健衛生係]	
①医療提供体制の整備、②保健、医療及び福祉施策の連携、③親子の健康支援、④予防接種、⑤食育の推進、⑥療育支援、⑦児童家庭相談、⑧児童虐待予防、⑨健康の保持推進、⑩食生活改善、⑪こころの健康づくり、⑫感染症予防及び結核予防、⑬献血の推進、⑭国民健康保険保健事業、⑮地球温暖化対策、⑯環境保全、⑰公害対策、⑱食品衛生等公衆衛生、⑲墓地、⑳動物愛護、㉑犬の登録及び狂犬病予防、㉒消費者行政、㉓一般廃棄物の減量化及び再資源化、㉔一般廃棄物の収集、㉕指定ごみ袋、㉖一般廃棄物集積場整備事業、㉗火葬場、㉘飲料水確保対策（上水道、簡易水道を除く。）	

(単位：円)

主な事業	地域生活支援事業	4,714,000
	放課後児童クラブ設置事業	5,880,688
	火葬場管理運営費	3,464,000
	ごみ収集業務運営費	7,497,000

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

課長	市民係	係長以下3名	
	福祉係	係長以下4名	
	保健衛生係	係長以下3名（うち育児休業者1名）	嘱託看護師1名
			計12名

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 指定管理に関する事務処理について

指定管理先が継続のために起案の一部を省略した処理が行われている。毎年ではなく数年ごとの事務処理となるため、起案等を省略することなく状況がわかるように改善されたい。

(イ) あさひやすらぎの家指定管理について

職員の雇用状況については確認をされたい。

(ウ) 地域活動支援センター運営事業補助金について

補助金等明細書の記載漏れ、記載誤り等があるので改善されたい。

(3) 産業課

産業課の分掌事務及び主な事業については、以下のとおりである。

分掌事務	[農林振興係]
	①農業経営基盤強化促進基本構想、②農業振興地域整備計画業務、③経営構造対策、④農林業資金、⑤農林業後継者奨学金等、⑥農業関係諸団体、⑦農林行政に係る計画策定、企画及び調査、⑧山村地域及び中山間地域の振興、⑨中山間地域等直接支払、⑩農地・水・環境保全向上対策、⑪米の生産対策、⑫農地事務、⑬畜産振興、⑭家畜の防疫及び畜産環境汚染対策、⑮農林業振興に係る補助、⑯緑化推進、⑰森林整備地域活動支援交付金、⑱森林施業計画及び伐採届、⑲間伐及び間伐材利用促進、⑳森林整備及び造林等森林保全、㉑野生鳥獣の保護及び有害鳥獣被害対策、㉒病害虫等（林業関係）防除、㉓火入れ許可、㉔鳥獣の飼養、㉕林業関係諸団体、㉖山ノ内梨園、㉗特産品及び振興農林産物、㉘梨収集出荷施設、㉙財産管理、㉚課の庶務
	[商工観光係]
	①産業振興ビジョンの推進、②商工業及び鉱業の振興、③雇用促進、④勤労者福祉、⑤企業の立地及び支援、⑥交通運輸（バス路線に関するものを除く。）、⑦商工関係団体、⑧都市等における郷土出身者の会、⑨中小企業金融、⑩第三セクター、財団及び公社（商工業に関するものに限る。）、⑪計量器、⑫観光振興、⑬伝統芸能の振興、⑭観光関係団体、⑮広域観光連携、⑯温泉管理、⑰温泉施設の維持管理及び開発
[矯正施設支援係]	
①矯正施設と地域との連絡調整、②刑務作業等に関する地域との連携、③矯正施設関連施設の視察、④矯正施設周辺の環境整備及び維持管理	

(単位：円)

主な事業	中山間地域等直接支払事業	41,769,956
	棚田等農地保全整備事業	27,000,000
	地域再生活活性化事業	3,318,000
	旭第2選果場整備事業	21,350,000
	地域交流プラザ交流拠点整備事業	5,626,000
	特定中山間保全整備事業	11,763,700
	農地有効利用支援整備事業	8,886,150
	農道維持修繕費	3,626,878
	公社造林事業	8,577,027
	森林整備加速化・林業再生事業	6,325,200
	公有林整備事業	5,528,772
	地域ふれあい交流推進事業（ふるさと雇用再生事業）	6,559,189
	旭温泉再整備事業	11,539,044
	23年農地災害復旧費	3,774,750

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

課長	農林振興係	係長以下4名	臨時職員1名	
	商工観光係	係長以下1名	(長期療養者1名)	
	矯正施設支援係	主任主事1名	(係長は課長兼務)	計8名

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 中山間地域等直接支払交付金について

記載誤り、記載漏れや、事務処理が統一されていない点が見受けられた。今後改善されたい。

(イ) 補助金に関する事務処理について

提出書類と添付書類の不整合、補助金等明細書の記載漏れ等が見受けられるので、今後改善されたい。

(ウ) 契約に関する事務処理について

契約担当課起案の書類の記載誤りもあるが、担当課として書類を十分に確認されたい。

(エ) 経営状況の把握及び報告等について

旧旭町時代に出資している、温泉宿泊施設を経営する企業の平成 23 年度決算について確認したが、大きく債務超過の状態となっている。

同団体は、経営再建中であり平成 17 年には株主の 8 割減資が実行されており、現在の当市の出資額は 200 万円（出資比率 3%）であるが、実質評価は 0 円である。

出資比率が 25%未満であり、今後財政的な支援を行う予定はないこと、設立当初から役員への就任や経営への関与を行っていないこともあり、経営状況の把握は行っているものの議会等への経営状況報告は行っていないとのことである。しかし、旭温泉地区の重要な集客施設に位置付けられており、地域に与える経済的影響等も小さくないため、出資比率が低くても引き続き経営状況を注視し、必要に応じて関係者への報告を行うようにされたい。

(4) 建設課

建設課の分掌事務及び主な事業については、以下のとおりである。

	[建設整備係]
分掌事務	①公共土木積算資料の管理、②工事検査及び成績評定、③市道、橋りょう、公園及び河川等の新設並びに改良工事、④宅地自然災害防止事業、⑤市道、農道、林道、橋りょう、公園及び河川等の維持管理、⑥課の所管に係る用地、物件の取得及び補償、⑦都市災害、⑧砂防事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業の促進、⑨公共土木施設等の災害復旧、⑩農地及び農業用施設の災害復旧、⑪林道及び林道施設の災害復旧事業、⑫林地崩壊防止事業、⑬各種土木設計協議の審査、⑭課又は市長が認める他の機関からの委託に係る工事等、⑮市道、橋りょう等のパトロール、⑯除雪、⑰景観形成、⑱市営住宅の建設企画、⑲市営住宅の建設工事、⑳優良宅地の認定、㉑地図等の売りさばき、㉒市道の認定、廃止、変更及び確認、㉓市道等の登記事務、㉔市道、農道、林道、橋りょう、公園及び河川等の台帳整備、㉕市道、農道、林道、公園、準用河川等の境界確定及び占用許可並びに施行承認、㉖法定外公共物（道路法及び河川法等の規定の適用のないものに限る。）、㉗屋外広告物、㉘国県事業の促進、㉙市営住宅の対策、㉚市営住宅及びその敷地の管理、㉛市営住宅の入居募集、入居手続、退去手続等、㉜市営住宅の家賃の算定、賦課及び収納管理並びに家賃の徴

収、㉓市営住宅の建設用地及び物件の取得並びに補償、㉔がけ地近接等危険住宅移転事業、㉕土地改良事業、㉖土地改良事業団体等、㉗県営農道事業及び県営林道事業の促進、㉘農業用施設の維持管理、㉙譲与に基づく財産取得、㉚農業農村整備事業、㉛土地改良事業補助金、㉜林道整備事業、㉝重富バスストップ管理 [管理係] ①都市計画の企画及び調査、②都市計画の決定、③市街地開発事業、④組合施行の土地地区画整理事業の指導、⑤土地地区画整理施行区域内の建築等の許可、⑥都市計画法に基づく建築及び開発の規制、⑦開発計画の企画及び調査、⑧課所管の使用料等、⑨地籍調査、⑩地籍調査事業実施区域内における法定外公共物及び市道等の境界確定、⑪簡易水道事業の連絡調整、⑫下水道事業の連絡調整、⑬課の庶務

(単位：円)

主 な 事 業	地籍調査事業	36,784,941
	公共土木施設整備事業	3,999,450
	道路維持修繕費	18,271,702
	除雪事業	13,918,799
	生活道路整備事業	20,000,000
	後町線改良事業	9,120,000
	大石谷線災害防除事業	31,469,584
	柏尾谷線道路改良事業	101,701,940
	集落かいてき道整備事業	10,000,000
	橋梁長寿命化改修事業	7,517,160
	河川浄化事業	4,243,470
	公園管理費	7,413,075
	旭公園施設改修事業	14,299,260
	23年公共土木施設災害復旧費	4,147,500

また、機構・職員の状況については、次のとおりである。

課長 建設整備係 係長以下 3名

管理係 係長以下 3名（地籍調査業務含む）

計 7名

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 契約に関する事務処理について

契約担当課起案の書類の記載誤りもあるが、担当課として書類を十分確認されたい。

提出書類の記載漏れ等が見受けられる。受領時には十分確認されたい。

(イ) 重富高速バスストップ等清掃作業について

添付書類の不足、未決裁があったので、改善されたい。

第6 総括意見

1 契約事務について

契約締結時の事務は経理担当課への一元化が図られているが、経理関係書類での添付誤りや記載誤りが見受けられた。経理担当課や事業担当課においては、回付時の確認と複数チェックに努められたい。

また、契約内容によっては、収入印紙の貼付が不要な場合もあるため、税務署へ問い合わせを行うなど、適正な事務処理に努められたい。

2 補助金交付事務について

実績報告書の添付書類の確認不足や補助金等明細書における記載誤りや記載漏れが見受けられるため、再確認を徹底されたい。

3 文書事務について

起案書における、決裁日及び施行日、情報提供欄等の記載漏れが見受けられた。複数チェックにより、事務処理の精度向上に努められたい。

4 委託事業や施設管理について

事業委託及び指定管理を行う場合には、事業の執行状況や指定管理施設の収支状況等の把握に努め、評価や事業効果の検証に努められたい。

また、契約書や協定書の作成に当たっては、その書類が印紙税法上の課税文書かどうか、税務署に照会するなどして確認されたい。

なお、公の施設の指定管理の協定書等について、平成24年1月に市当局は、指定管理者との協定書に係る収入印紙等の調査を行い、その結果を踏まえ、指定管理者導入施設担当課（所管課）に対し、個別に税務署へ確認するよう周知している。所管課においては再度確認されたい。

5 地域振興基金を活用した事業について

支所各課及び教育分室では、地域振興基金を財源として、地域の活性化や組織育成等を目的とした自治区独自の事業が行われている。自治区制度の設置期間は当面10年間とされ、平成28年度から平成33年度までの「中期財政見通し」では、自治区制度や地域振興基金の活用は保留とされている。こうした状況を見据え、今後の支所各課及び分室において事業を実施する際は、住民に混乱をきたさぬよう、説明を含めた配慮が必要である。

第7 むすび

1 定期監査報告書に対する措置（回答）状況の確認について

平成20年度以降に実施した定期監査の監査結果に対して、措置回答の提出がない課がある（教育部）。今回の措置回答を含め、早急に提出されたい。

今後、再発防止策等が所管課から「検討中」と報告されていたものについては、受け付けないこととし、何らかの措置及び対応を実施した時点で回答を提出されたい。

2 内部統制の役割と責任について

内部統制の整備・運用は、全ての職員が関わるものであり、首長の使命感とともに、管理職や職員にまで及ぶ組織マネジメントに関する意識改革が必要である。内部統制の整備・運用に当たっては、次のような役割と責任があることを理解されたい。

(1) 職員

内部統制は職員の日常の業務執行の中で行われるものであり、各部局における職員の役割と責任は重要である。内部統制に係る基本方針や各部局で定めたルール、個別業務マニュアルなどを遵守し、適正な業務執行に努めることが必要である。そのことを鑑み、日々市民目線に沿った事務処理の精度向上に努められたい。

(2) 管理職

所属単位の管理職は、上司として日々の業務に関するチェックを行うことに留意すべきであり、これも重要なモニタリング機能の一つである。また、職員とのコミュニケーションを図り、風通しのよい職場環境を作ることは、リスクにつながる悪い情報も含めて様々な情報が組織内で適切に伝達されることにも寄与することとなる。そのことを念頭に置き管理職としてのマネジメントを行われたい。

3 企業会計の知識の習得による適切な経営状況把握と指導監督について（再掲）

職務上出資団体等に対する指導監督を必要とする部署においては、各会計基準に基づき作成された財務諸表を読む知識が必要不可欠である。

合併前の旧町村も含め、経営に失敗した第三セクターは多数ある。その原因は、甘い予測に基づく過大な事業計画と、会計知識の欠如からくる現状把握の認識誤りがもたらしたものであり、指導や経営判断が遅れ、合併後に至っても過ちを繰り返す結果となっている。

所管課及び財政当局は第三セクター等に対する過去の失敗を教訓として、今後の経営状況の把握や指導監督に十分に活かす必要がある。

そのためには、事務執行に必要な企業会計の知識の習得を組織的な課題と捉え、早急に取り組まれたい。

平成 24 年度 定期監査抽出内容及び個別一覧

《企画財政部》

所属	歳入及び歳出科目	内 容
地域政策課	使用料及び手数料	行政財産使用料（集会施設）〔歳入〕
	県支出金	社会貢献活動促進事業費〔歳入〕
	諸収入	宝くじ収益配分金〔歳入〕
	委託料	島根県立大学共同研究委託料
	負担金補助及び交付金	地域づくり振興事業補助金
	委託料	まちづくり総合交付金
	負担金補助及び交付金	浜田港振興研究事業補助金（浜田港を活用した浜田市の活性化計画）
	負担金補助及び交付金	島根県立大学支援協議会浜田市特別負担金
	負担金補助及び交付金	島根県立大学支援協議会負担金（普通負担金）
	負担金補助及び交付金	五十田安希ひとり芝居公演費補助金
	負担金補助及び交付金	浜田市連合自治組織事業補助金
	負担金補助及び交付金	浜田市市民協働活性化事業補助金 中高生の力で青少年にこそ演劇を！「修学旅行」プロジェクト
	負担金補助及び交付金	県立大学を核としたまちづくり推進事業補助金（久代神社秋季例大祭 活性化事業）
財政課	使用料及び賃借料	財務会計システム利用サービス使用料
	委託料	財務会計システム保守委託料
	負担金補助及び交付金	財団法人 地方債協会 平成 23 年度会費
	負担金補助及び交付金	地方財務協会 平成 23 年度賛助会費
定住対策課	使用料及び手数料	生活路線バス使用料〔歳入〕
	県支出金	市町村定住支援体制強化交付金〔歳入〕
	委託料	田舎暮らし体験施設管理委託料
	負担金補助及び交付金	浜田市自治会等輸送活動支援事業活動支援交付金
	委託料	浜田市新交通システム運行委託料（金城・旭地区）
	負担金補助及び交付金	浜田市地域公共交通活性化協議会補助金
	負担金補助及び交付金	ふるさと探し体験ツアー実施事業補助金
	負担金補助及び交付金	平成 23 年度バス運行対策費補助金
税務課	市税	法人市民税（還付関係）〔歳入〕
	市税	市税（固定を除く）の減免手続（申請書及び決裁）〔歳入〕
	委託料	平成 23 年度地方税電子申告（eLTAX）審査システム保守料
	委託料	地方税電子申告（eLTAX）ASP 国税連携機能の保守及びサポート業務委託料
	使用料及び賃借料	申告受付支援システムソフトウェア使用料
	委託料	国民健康保険賦課通知書に関する出力順修正対応業務委託料
税務課資産税室	市税	固定資産税の減免手続（申請書及び決裁）〔歳入〕
	委託料	浜田市固定資産税地番現況図データ異動更新業務委託料
	委託料	固定資産税（土地）評価基盤整備に関する業務委託料
	委託料	固定資産税に係る相談及び訴訟代理委託料
	委託料	平成 24 年度固定資産税（土地）時点修正に関する業務委託料
徴収課	負担金補助及び交付金	平成 23 年度「東京税務セミナー」受講料（東京都主税局）
	負担金補助及び交付金	徴収事務（滞納整理）中級講座受講料（福岡市）

次頁へ続く

所 属	事業及び調査内容
地域政策課	まちづくり総合交付金について（事業内容） （フローチャート等）
	地域づくり振興事業補助金について（事業内容） （フローチャート等）
税務課	窓口マニュアル及び証明書等発行に関するフローチャートについて
税務課資産税室	固定資産税の課税事務について （フローチャート等）・・・下記 1～7 参照
	1 課税事務のフローチャートの提出
	2 土地及び家屋に係る固定資産税の賦課事務について、法務局からの收受した登記申請書副本その他の調査資料からのフローチャートの提出
	3 土地及び家屋の評価調書について、数件のサンプルの提出
	4 課税台帳について、数件のサンプルの提出
	5 当初賦課の決裁（納税通知書の件数などが分かるもの）及び歳入調定書の提出 納税通知書発送に係るフローチャートの提出
	6 償却資産に係る固定資産税の賦課事務に関して、フローチャートの提出 申告書又は課税台帳について、数件のサンプルの提出
7 国有資産等所在市町村交付金について、関係書類の提出	

《健康福祉部》

所属	歳入及び歳出科目	内 容
地域医療対策課	諸収入	休日診療所収入〔歳入〕
	診療収入（国保直診）	外来収入及びその他の診療収入（各診療所）〔歳入〕
	諸収入（国保直診）	医師派遣事業収入〔歳入〕
	諸収入（国保直診）	雑入（診療所分）〔歳入〕
	委託料	山口大学への周産期に係る研究委託料
	委託料	島根大学への周産期に係る研究委託料
	委託料	予防接種事故防止研究事業委託料
	委託料	がん検診推進事業におけるクーポン発行業務委託料
	貸付金	浜田准看護学校学生修学資金貸付金
	委託料	平成 23 年度看護師スキルアップラボ事業業務委託料
	委託料	平成 23 年度浜田の地域医療を守る会負担金
	負担金補助及び交付金	浜田准看護学校臨地実習費補助金
	負担金補助及び交付金	看護学校及び准看護学校学生宿舍設置助成金
	需用費	日本脳炎ワクチン代
波 診療所	使用料及び賃借料	酸素濃縮器リース料
弥 診療所	旅費	弥栄診療所自家用車公務使用による費用弁償
	使用料及び賃借料	酸素濃縮器リース料

《市民環境部》

所属	歳入及び歳出科目	内 容
くらしと環境課	使用料及び手数料	霊園維持管理料〔歳入〕
	委託料	側溝等消毒業務委託料
	委託料	浜田市消費生活相談業務委託料
	負担金補助及び交付金	浜田市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金
	負担金補助及び交付金	浜田市地球温暖化対策地域協議会運営費補助金
	委託料	竹迫、笠柄霊園植栽管理業務委託料
	使用料及び賃借料	浜田市総合福祉センター浴場解放事業施設使用料
	委託料	総合福祉センター浴場管理業務委託料
廃棄物リサイクル課	財産収入	資源ごみ売払収入〔歳入〕
	諸収入	鉄くず等売払収入〔歳入〕
	諸収入	再商品化合理化拠出金〔歳入〕
	委託料	資源ごみ収集運搬業務委託料
	委託料	浜田浄苑ダイオキシン類等各種検査測定業務委託料(不燃ごみ処分場分)
	委託料	浜田浄苑ダイオキシン類等各種検査測定業務委託料(埋立処分場分)
	委託料	浜田浄苑ダイオキシン類等各種検査測定業務委託料(浜田浄苑分)
	負担金補助及び交付金	生湯町1町内親和会集会所整備事業補助金
	委託料	浜田浄苑槽清掃業務委託料
	負担金補助及び交付金	浜田地区広域行政組合清掃総務費普通負担金及びごみ処理費普通負担金
	負担金補助及び交付金	ごみ処理費特別負担金
	工事請負費	浜田浄苑流動層焼却炉補修工事
	工事請負費	浜田市不燃物処理場粗大ごみ処理施設補修工事
	需用費	浜田市不燃ごみ処理場シャッター修繕
	工事請負費	浜田市不燃ごみ処理場浸出水処理施設補修工事
	工事請負費	浜田浄苑設備機器定期整備工事
	工事請負費	浜田浄苑制御盤シーケンサ更新及び設備機器整備工事
	工事請負費	浜田市不燃ごみ処理場シャッター補修工事
	工事請負費	浜田市不燃ごみ処理場管理棟防水工事
	委託料	浜田浄苑管理人業務委託料

《教育部》

所属	歳入及び歳出科目	内 容
教育総務課	諸収入	教育施設雑入〔歳入〕
	負担金補助及び交付金	私立学園運営費補助金
	原材料費	浜田市立長浜小学校校舎改築に伴う内装木質化工事床材等(天井吸音板用)
	委託料	学校給食業務委託料
	使用料及び賃借料	上府小学校土地賃貸料
	貸付金	平成23年度奨学金貸付金
	負担金補助及び交付金	浜田市立私立幼稚園就園奨励費補助金
	使用料及び賃借料	上府小学校特別支援学級用教室賃貸料
	工事請負費	三隅小学校メディアライン解体撤去工事
	工事請負費	第一中学校高压引込ケーブル整備工事
学校教育課	需用費	平成23年度プール消毒剤等
	役務費	平成23年度飲用水水質検査料
	委託料	学校図書館支援センター設置事業委託料
	委託料	総合的な学習の時間推進事業及び新教育課程教科対策事業委託料
	委託料	総合的な学習の時間推進事業及びクラブ活動事業委託料
	委託料	大学生による中学校学習支援事業委託料
生涯学習課	委託料	図書館ネットワークシステム保守委託料
	委託料	東公園運動施設管理業務指定管理料
	委託料	放課後子ども教室推進事業委託料
	委託料	公民館事業委託料
	公有財産購入費	中央図書館建設用地取得代
	委託料	貴重資料電子データ化等業務委託料
	負担金補助及び交付金	浜田市体育協会補助金
	工事請負費	サン・ビレッジ浜田スケート場設備改修工事
	需用費	AEDパットカートリッジ購入
	委託料	中央図書館建設用地等埋蔵文化財調査業務委託料
	工事請負費	サン・ビレッジ浜田レストハウス整備工事
文化振興課	委託料	サンマリン浜田指定管理料
	委託料	浜田郷土資料館管理運営委託料
	負担金補助及び交付金	平成23年度浜田市世界こども美術館創作活動館管理運営事業補助金
	委託料	浜田市世界こども美術館指定管理委託料
	委託料	石央文化ホール指定管理委託料
	負担金補助及び交付金	平成23年度石央文化ホール管理運営事業補助金
	負担金補助及び交付金	浜田市の文化向上事業補助金
青少年サポートセンター	備品購入費	青少年サポートセンター照明器具代
	備品購入費	エアコン代
	備品購入費	施設利用者用テレビ外代
	需用費	内部修繕業務委託料

《支所分室》

所属	歳入及び歳出科目	内 容
金城分室	諸収入	教育総務雑入（賞状印刷代）〔歳入〕
	負担金補助及び交付金	金城自治区小学校陸上教室補助金
	負担金補助及び交付金	西中国山地民具を守る会補助金
	工事請負費	波佐公民館多目的ホール温風暖房機取替工事
	委託料	今福スポーツ広場指定管理料
	工事請負費	雲城小学校特別教室棟外壁塗装等改修工事
	工事請負費	今福小学校校舎棟外壁塗装等改修工事
	委託料	浄化槽保守管理業務委託料（久佐地区内施設分）
	委託料	金城スクールバス運行管理委託料
	補償補填及び賠償金	人身事故に伴う損害賠償金
旭分室	委託料	旭スクールバス運行管理業務委託料
	負担金補助及び交付金	生涯学習講座開設補助金
	負担金補助及び交付金	女性団体育成補助金
	負担金補助及び交付金	子ども会育成補助金
	負担金補助及び交付金	旭自治区スキー教室補助金
	需用費	歴史文化公園水道管凍結破損修繕
弥栄分室	委託料	弥栄スクールバス運行業務委託料
	委託料	浜田市フットサルやさか競技場管理運営業務委託料
	委託料	浜田市フットサルやさか競技場管理業務委託料
	委託料	弥栄運動施設草刈清掃等業務委託料
	負担金補助及び交付金	弥栄小学校遠足補助金
	負担金補助及び交付金	弥栄女性の会活動補助金
	負担金補助及び交付金	弥栄中学校キャリア教育補助金
	負担金補助及び交付金	弥栄中学校遠足補助金
	負担金補助及び交付金	弥栄運動広場フェンス張替工事
	委託料	スクールバス臨時運行委託料
三隅分室	負担金補助及び交付金	井野地区生涯学習推進セミナー実施補助金
	委託料	三隅B&G海洋センター管理運営業務委託料
	負担金補助及び交付金	三隅地域婦人会活動費補助金
	委託料	芸術と文化のまちづくり推進事業業務委託料
	委託料	石正美術館10周年記念事業業務委託料
	負担金補助及び交付金	芸術と文化のまちづくり推進事業補助金
	委託料	石本正の芸術世界と地域文化を担う人づくり事業業務委託料
	負担金補助及び交付金	石正美術館開館10周年記念企画展補助金
	委託料	地域資源を守り海洋スポーツを担う人づくり事業業務委託料
	委託料	地域海洋性スポーツ定着化促進対策事業業務委託料
	委託料	浜田市立三隅図書館サービス設計業務委託料
	負担金補助及び交付金	浜田市文化財保存事業補助金
	委託料	石正美術館収蔵絵画額装業務委託料
	工事請負費	三隅図書館建設関連工事（駐車場）
	委託料	浜田市立三隅図書館建設設計業務委託料
	工事請負費	黒沢公民館事務室改修及び渡り廊下増築工事
	委託料	三隅大平桜保護管理業務委託料
	委託料	三隅小学校清掃業務委託料

《上下水道部》

事業	歳入及び歳出科目	内 容
簡易水道事業	分担金及び負担金	給水分担金〔歳入〕
	分担金及び負担金	拡張分担金〔歳入〕
	分担金及び負担金	施設破損等負担金〔歳入〕
	使用料及び手数料	水道使用料〔歳入〕
	諸収入	簡易水道事業雑入〔歳入〕
	諸収入	消費税還付金（消費税申告書を含む）〔歳入〕
	委託料	浜田市水道事業漏水修繕工事等業務委託料（修繕工事及び開閉栓付帯受付業務）
	委託料	浜田市水道事業漏水修繕工事等業務委託料（簡易水道事業施設巡回管理実施要綱）
	委託料	浜田市簡易水道水質検査業務委託料
	委託料	水道料金システム保守業務委託料
	委託料	金城支所資材置場整理業務委託料
	委託料	ろ過池汚泥砂除去業務委託料
	委託料	水道施設内草刈業務委託料
	委託料	旭町簡易水道施設内草刈業務委託料
	委託料	新旭・三保・三隅簡易水道変更許可申請書作成業務委託料
	需用費	簡易水道検針用ロール紙印刷代
	工事請負費	浜田市簡易水道統合監視施設更新工事
	工事請負費	平原簡易水道配水管新設工事
	工事請負費	平原簡易水道第3水源池整備工事
	繰出金	水道未普及地域解消事業減価償却負担金
委託料	水道料金システム帳票レイアウト変更業務委託料	
繰出金	平成23年度簡易水道事業会計繰出金	
水道事業	委託料・原水	浜田市水道施設定期清掃業務委託
	委託料・原水	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託
	修繕費・原水	薬注機械設備オーバーホール
	委託料・配水	産業廃棄物処理の年間委託契約（箱リース料）
	委託料・配水	熱田地区物件調査業務委託
	修繕費・配水	内田調整池系統通水洗管工事
	修繕費・配水	竹迫配水池水位調整弁調整外工事
	修繕費・配水	原井町加工団地内消火栓BOX取替工事
	修繕費・配水	久代町地区配水管施設嵩上げ工事
	印刷製本費・業務	水道メーター検針用ロール紙
	印刷製本費・業務	平成23年度下半期分メールシーラー形式納付書
	備消耗品費・総係	非常用飲料水袋5リットルキャップ式
	工事請負費・配施	内田調整池水位調整弁設置工事
	工事請負費・拡張	石原配水池緊急遮断弁設置工事
	工業用水道事業	改良工事
保存工事・工事		工業用水道第一水源地送水用水中ポンプ（No.2）修繕工事
保存工事・工事		工業用水道第一水源地送水用水中ポンプ（No.1）修繕工事
保存工事・業務委託		工業用水道施設内草刈業務
保存工事・業務委託		工業用水道水位観測業務
保存工事・業務委託		第1水源地植栽手入業務

《金城支所》

所属	歳入及び歳出科目	内 容	
自治振興課	委託料	浜田市生活路線バス金城路線運行管理業務	
	負担金補助及び交付金	まちづくり総合交付金	
	負担金補助及び交付金	地域づくり振興事業補助金	
	負担金補助及び交付金	浜田市地域提案型チャレンジ事業補助金	
市民福祉課	委託料	浜田市放課後児童健全育成事業委託料	
産業課	使用料及び手数料	温泉分湯収入〔歳入〕	
	財産収入	間伐材売払収入〔歳入〕	
	委託料	美又温泉会館の使用料収納事務浜田市路線バスに係る料金収納業務等	
	委託料	ライディングパーク管理委託料	
	負担金補助及び交付金	平成23年度広島金城会特別負担金	
	備品購入費	きんたの里・地上デジタル放送対応薄型テレビ購入	
	工事請負費	ウエスタンライディングパーク汚水処理施設改善工事	
	備品購入費	浜田市乗馬牧場施設の乗用場購入	
	工事請負費	美又温泉国民保養センター新館空調室外機取替工事	
	使用料及び賃貸借料	美又温泉会館駐車場賃貸料	
	委託料	浜田市波佐地場産業技術研修センター指定管理料	
	需用費	浜田市波佐地場産業技術センター屋根修繕	
	工事請負費	美又温泉国民保養センター浴室改修及び外壁補修工事	
	需用費	きんたの里・大型エアコン室外機修繕	
	委託料	平成23年度新開団地分筆業務	
	需用費	きんたの里・ロビーエアコン修繕	
	備品購入費	美又温泉国民保養センター・地上デジタル放送対応薄型テレビ購入	
	委託料	平成23年度堂床山森林公園外除草業務	
	負担金補助及び交付金	さざんか祭り実行委員会補助金	
	負担金補助及び交付金	平成23年度中山間地域等直接支払交付金	
	工事請負費	美又温泉国民保養センター防火シャッター停止装置工事	
	負担金補助及び交付金	神楽の里かなぎ競演大会補助金	
	委託料	美又地区温泉施設測量設計業務	
	委託料	美又温泉地域振興整備業務	
	工事請負費	ウエスタンライディングパーク浄化槽修繕工事	
	備品購入費	きんたの里・ガスコンロ購入	
	工事請負費	美又温泉配水タンク漏水修繕工事	
	委託料	平成23年度ナラ枯れ被害木等伐採（くん蒸）処理事業	
	工事請負費	ライディングパーク井戸ポンプ等取替工事	
	建設課	負担金補助及び交付金	金城スマートIC利用促進事業補助金
		工事請負費	市道鍛冶屋谷線道路改良工事（繰越）
負担金補助及び交付金		空家家賃負担金 今福団地外	
工事請負費		市道雲城旧国道線交通安全施設整備工事	
委託料		平成23年度積雪観測委託料	

所 属	事業及び調査内容
産業課	㈱かなぎ（かなぎウエスタンライディングパーク）の清算について
	㈱リフレッシュかなぎ（リフレパークきんたの里）の事業について

《旭支所》

所属	歳入及び歳出科目	内 容
自治振興課	負担金補助及び交付金	浜田市まちづくり総合交付金
	負担金補助及び交付金	浜田市地域づくり振興事業補助金
	負担金補助及び交付金	浜田市立市木保育所の廃止に伴う遠距離通所補助金(市民福祉課担当)
市民福祉課	委託料	浜田市あさひやすらぎの家指定管理者委託料
	委託料	浜田市あさひふれあいプラザ指定管理者委託料
	委託料	浜田市家族介護者交流事業
	委託料	浜田市あさひひまわり工房指定管理者委託料
	負担金補助及び交付金	浜田市地域活動支援センター運営事業補助金
産業課	使用料及び手数料	温泉分湯収入〔歳入〕
	財産収入	間伐材売払収入〔歳入〕
	負担金補助及び交付金	浜田市旭自治区地域活性化事業(先進地モデル事業外)
	負担金補助及び交付金	浜田市有害鳥獣捕獲事業補助金
	負担金補助及び交付金	広島あさひ会交流事業負担金
	委託料	浜田市天狗石農村公園指定管理委託料
	委託料	地域交流プラザ多目的ステージ舞台装置設置工事設計・監理業務委託料
	委託料	地域ふれあい交流推進事業委託料
	委託料	林道早水来尾線除草委託料
	工事請負費	柵田等農地保全整備工事(戸川工区)
	工事請負費	柵田等農地保全整備工事(今市工区)
	工事請負費	地域交流プラザ多目的ステージ音響照明等施設設置工事
	負担金補助及び交付金	平成23年度中山間地域等直接支払交付金
	負担金補助及び交付金	旭ふる里まつり開催事業補助金
	負担金補助及び交付金	島根県雪合戦大会開催事業補助金
	委託料	旭温泉再整備事業配水管等設計業務委託料
	負担金補助及び交付金	旭温泉公告宣伝事業負担金
	負担金補助及び交付金	平成23年度第2選果場整備事業補助金
	建設課	委託料
委託料		地籍調査事業 一筆地調査業務委託料
工事請負費		市道柏尾谷線改良工事
工事請負費		市道柏尾谷線野法面工事
工事請負費		市道大石谷線災害防除工事
工事請負費		旭運動公園野球場フェンス改修工事
工事請負費		市道柏尾谷線舗装工事
賃金		重富高速バスストップ等清掃作業賃金

所 属	事業及び調査内容
産業課	旧旭町時代に出資している、温泉宿泊施設への出資の経緯と当初の出資額、減資に当たっての協議状況、今後の運営に対しての指導監督義務の有無等について